

ISSB 公開草案に対する意見書（たたき台）

2022年6月〇〇日
非財務情報の開示指針研究会

I. はじめに

1. 「非財務情報の開示指針研究会」では、昨年6月以来、2020年12月に公表された5団体によるプロトタイプや、2021年11月に公表されたISSBプロトタイプ（IFRS財団が公表した全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプの総称）について、レビューを重ね、2022年3月25日には「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解」を示した。
2. 更に、「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解」を基礎として、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）の公開草案についてレビューを重ねてきた。
3. また、この検討のプロセスにおいて、研究会事務局は400を超える業界団体等に対して、IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準作成のイニシアチブの動向やISSBプロトタイプ及び、そして公開草案の内容について周知するとともに、産業界としての受け止めについてアンケート調査を実施した。現在までに、計約50の業界団体・企業からの意見・コメントが研究会事務局に寄せられている。
4. 本意見書は、これまでの研究会におけるレビュー及び産業界から寄せられている膨大な意見を踏まえ、下記の4点について、当研究会としての見解及び産業界から寄せられているコメントをIFRS財団に伝えるものである。
 - ① サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同
 - ② 価値関連性及び比較可能性と企業独自性のバランスを実現するための提案
 - a) マテリアリティ判断の在り方と基準の構造の最適化
 - b) 「企業価値」と「重大な」の定義の補足
 - c) 「経営者による説明」の位置づけの明確化と IASBとISSBの結合性の強化
 - d) 報告の「同時性」に関する柔軟性の確保
 - ③ 各質問事項への回答
 - a) S1基準（案）に関する質問事項への回答
 - b) S2基準（案）に関する質問事項への回答
 - ④ 別添Bの産業別指標について産業界から寄せられた個別のコメント（参考資料）
5. 本意見書が、IFRS財団・ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）における更なるサステナビリティ開示基準案の検討に貢献することを期待する。

II. 総論

① サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同

6. 当研究会は、公開草案において、サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結び付けられる形で定義され、サステナビリティ関連財務開示が一般目的財務報告の主要な利用者（顕在的・潜在的な投資家、貸し手、その他の債権者）の意思決定に有用な情報を提供するものとして定義されていることに深く賛同する。
7. 経済産業省では、企業活動のサステナビリティ向上（持続的なイノベーション創出やビジネスモデルのアップデート等）と社会のサステナビリティ向上を「同期化」させ、不確実性が高まる環境を乗り越えていく経営変革やこれを支える資本市場の機能強化を「サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）」と定義し、推進している。
8. 今般の公開草案は、サステナビリティ関連財務情報及びサステナビリティ関連財務開示の定義及び目的を企業価値と明確に結びつけることで、効果的・効率的な情報開示による資本市場の機能向上を促し、企業によるサステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）を加速させるポテンシャルを有するものと捉えている。
9. また、日本においては、過去約 10 年間に渡って統合思考に基づく企業価値報告に向けた努力が重ねられてきた。既に 700 社以上の上場企業が統合報告書による開示を進め、その質の向上に向けた努力も重ねられている。
10. IFRS 財団全体のイニシアチブが、財務情報とサステナビリティ関連財務情報の統合的な開示の質・量の向上に向け、更に発展していくことを期待している。この観点から、本年 2 月 9 日に英国 FRC（財務報告評議会）が公表した「予備的見解」において、「財務及び非財務情報を含む定性的な報告に関する包括的なフレームワーク」として、「経営者による説明」を活用することを提言していることにも賛同する。
11. また、5 月 25 日に IFRS 財団が行ったプレスリリースにおいて、統合報告フレームワークが IFRS 財団のアセットの一つとなり、その採用が積極的に奨励されることが示されたことを歓迎する。今後 IASB と ISSB が十分に連携することで、「経営者による説明」、「統合報告フレームワーク」、そして S1 基準、S2 基準が一貫性を持った開示基準体系として発展していくことを期待している。
12. その上で、S1 基準及び S2 基準が、作成者にとって実行可能で、かつ利用者にとって有益な内容に発展していくための、いくつかの建設的な提案を行いたい。

② 価値関連性及び比較可能性と企業独自性のバランスを実現するための提案

13. まず、IFRS 財団・ISSB のイニシアチブによって、サステナビリティ関連財務情報について企業間の比較可能性が高まることで資本市場全体の効率性が高まっていくことの意義に賛同する。
14. また、IFRS 財団・ISSB が、ベースライン・アプローチ、ビルディングブロック・アプローチを提案していることについて賛同する。各国間・地域間でサステナビリティ関連財務情報の開示に関する状況が多様であることを踏まえると、ベースライン&ビルディングブロック・アプローチは IFRS サステナビリティ開示基準が新興国を含むグローバルマーケットにおける国際基準として発展していく上でも極めて重要なアプローチである。
15. サステナビリティ関連財務情報の開示については、会計基準と比して、法域ごと、地域ごとに開示の在り方や関連制度・慣行に多様性が認められる。ベースライン&ビルディングブロック・アプローチに基づき、新興国を含むグローバルマーケットで IFRS サステナビリティ開示基準が発展していくためには、多様な法域ごとの関連制度や実務に対して包摂性と規範性をバランスよく有する基準であることが要請される。
16. また、サステナビリティ関連財務報告が一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な報告として発展していくためには、開示情報と企業価値の関連性 (Value Relevance) が欠かせない。
17. 企業の競争力の源泉やビジネスモデルが多様となり、また企業によってはビジネスモデルや業種自体の移行も志向するケースがある中で、企業間で比較可能な指標や目標を開示するだけでは、企業価値評価を適切に行うことは難しい。
18. 企業経営者がどのようなビジネスモデルを志向し、どのような事項をマテリアルと考えているか、ビジネスモデル変革のためにどのような取組みを行っているか、ビジネスモデル等の移行の取組みは経年でどのように進捗しているか等の企業ごとに独自性を有する情報が示されることが、極めて重要となる。
19. 逆に、開示要求事項が過度に細則的になることで、開示の消極化や定型化 (ボイラープレート化) を招き、開示情報と企業価値の関連性が減じることは避ける必要がある。
20. 特に、気候変動対応のようなサステナビリティ課題の場合、目標の実現に向けた各企業の取組みやイノベーションの在り方は本質的に多様であるべきものであり、開示基準も企業の取組みの多様性と整合的なものである必要がある。
21. また、グローバル・ベースラインとしての包摂性の観点からも、開示要求事項が過度に細則的になることで新興国を含むグローバルマーケットにおける適用可能性が減じることは避ける必要がある。
22. 従って、IFRS サステナビリティ開示基準は、開示情報と企業価値の関連性を重視しつつ、開示内容の比較可能性と企業独自性の適切なバランスの実現を目指すべきである。これらの観点から、下記4点を提案したい。

② a) マテリアリティ判断の在り方と基準の構造の最適化

23. まず、基準全体として、S1 基準、S2 基準、産業別指標（別添）という構造を採用することは、テーマごとや業種ごとに異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。
24. その上で、企業独自のビジネスモデルやその移行等に向けた戦略を適切に表現し、開示情報と企業価値の関連性（Value Relevance）、比較可能性と企業独自性のバランスを確保するためには、
- ① 企業に対して、個別の指標の採否の検討を求めるのではなく、まず経営上の重大な（significant）課題を識別したうえで、当該経営課題を適切に表す重要な（material）情報を開示する2段階での判断（「2段階アプローチ」）を求めることを原則とすること
 - ② この原則を基礎とした上で、重大な（significant）課題の識別に際して参照すべきテーマ別や産業別の事項（一般に重大な（significant）な課題として経営者が識別することが利用者から期待されている事項）の参照・考慮や、当該事項を表現する重要な（material）情報として一般に利用者から期待されている情報の開示を求めることで、比較可能性に対する要請への対応を織り込んでいくこと
 - ③ その際、グローバルなベースラインとして柔軟かつ包摂的な基準を開発する観点からは、具体的な開示要求事項は過度に詳細なものではなく一般化された「カテゴリーベース」又は「トピックベース」とすることを当面の原則とし、個別かつ詳細な指標のあり方については国際基準としての公平性や適用可能性の観点から段階的な検討を重ねていくこと
(例) 住宅建設業における住宅の省エネ性能に関する情報の開示について、国際的適合性の観点から課題のある個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関する上位の概念を開示トピックとすること等
- が望ましい。
25. なお、重要な経営課題等を特定した上で開示情報を選択するアプローチは、国際統合報告フレームワークやGRIスタンダードにおいても採用されており、既存のサステナビリティ報告や統合報告に関する実務蓄積との連続性が担保できる。
26. この点、S1 基準（案）は上記パラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの考え方と概ね一致している一方、S2 基準（案）における指標及び目標の内容及び位置付けにいくつかの課題がある。
27. まず、S1 基準（案）2 項（目的）では、「報告企業は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示しなければならない」とされている。
28. その上で、S1 基準（案）のガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の各コア・コンテンツにおける規定でも、「重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会」に関するガバナンスのプロセス等や対処する戦略、リスク管理のプロセス等を理解することを目的とすることが明確となっている。
29. また、S1 基準（案）29 項、58 項等の規定により、企業が主体性をもって「重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会」及び「重要性がある（material）情報」を判断すべき旨が明確になるとともに、60 項の規定により特定の開示要求事項に重要性がない（not material）場合には提供する必要がないことも明確になっている。

30. これら規定により、S1 基準（案）において、報告企業は、「2 段階アプローチ」に基づく判断を行うことが明確となっている。
31. しかしながら、S2 基準（案）では、特に「指標及び目標」において求められている開示要求において、パラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの考え方と照らして望ましい点と望ましくない点が混在している。

	一段階目（リスク及び機会の識別）	二段階目（重要性がある情報の判断）
第 10 項	<u>重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別に際し、企業は産業別開示要求（付録 B）において定義される開示トピックを参照しなければならない</u>	
第 11 項		<u>第 12 項から第 15 項の要求事項を満たすための開示を作成する際、第 20 項に記載したとおり、企業は、産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを伴う産業別の指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない。</u>
第 20 項(a)		<u>産業横断的指標カテゴリー（第 21 項参照）（これは、産業及びビジネスモデルに関わらず企業に関連する）に関連する情報（を開示しなければならない）</u> <業種横断カテゴリー（第 21 項）> <u>(a)温室効果ガス排出</u> <u>(b)移行リスク</u> <u>(c)物理的リスク</u> <u>(d)気候関連の機会</u> <u>(e)資本投下</u> <u>(f)内部炭素価格</u> <u>(g)報酬</u>
第 20 項(b)		<u>産業別の指標（「付録 B」において定められている）（これは、開示トピックに関連付けられており、産業に参加する企業又はそのビジネスモデル及び基礎となる活動が産業におけるそれらと共通の特徴を共有する企業に関連する）（を開示しなければならない）</u>

32. まず、「重大な（significant）リスク及び機会」の識別について、S2 基準（案）9 項において企業は「重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない」とされた上で、10 項では「第 9 項に記載した重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別に際し、企業は産業別開示要求（付録 B）において定義される開示トピックを参照しなければならない」とされており、パラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの観点から適切な内容となっていると考える。
33. また、重要な（material）情報の開示について、S2 基準（案）20 項（a）において、「産業横断的指標カテゴリー（第 21 項参照）（これは、産業及びビジネスモデルに関わらず企業に関連する）に関連する情報」を開示しなければならないとした上で、21 項において「移行リスク」、

「物理的リスク」、「気候関連の機会」、「資本投下」については個別の指標を基準上特定せず、「例示的ガイダンス」において指標や情報の例を示している。21 項において示される産業横断指標カテゴリーが全て「産業及びビジネスモデルに関わらず企業に関連する」とされるべきかは別途の議論を要するにしても、開示要求事項をカテゴリーベースで示していることはパラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの考え方と一致している。

34. 他方、S2 基準 (案) 20 項 (b) においては、「産業別の指標（「付録 B」において定められている）（これは、開示トピックに関連付けられており、産業に参加する企業又はそのビジネスモデル及び基礎となる活動が産業におけるそれらの共通の特徴を有する企業に関連する）」を開示しなければならないとされている。この規定は、「付録 B」で規定される、68 業種、350 種類の詳細な指標について、「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会」の識別に関わらず開示を求めるものであり、パラグラフ 23 及びパラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの観点や「2 段階アプローチ」と整合しないのみならず、S1 基準 (案) や S2 基準 (案) の他の規定 (第 11 項、第 20 項 (a)) とも不均衡な規定となっている。基準全体の整合性の観点から、20 項 (b) で開示を要求する指標は「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会」の識別に対応した指標の開示であることを明確にすることが必要である。
35. また、「付録 B」で規定されている 68 業種、350 種類の詳細な指標については、ISSB プロトタイプから国際的な適用可能性の観点から修正が図られている点は評価できる一方、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から引き続き課題がある指標が含まれているとの指摘や、事業地域やビジネスモデルによっては重要性が低い指標が含まれているといった指摘、気候関連のリスク及び機会とは関連性が低い指標が含まれているといった指摘があるものと承知している。また、新興国を含めた多様な地域におけるグローバル・ベースラインとしては要求事項が過度に詳細な内容となっている。
36. これらを踏まえると S2 基準 (案) 20 項 (b) における開示要求事項は「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、産業別の指標については少なくとも現段階では考慮対象とすることが妥当と考える。
37. 具体的には、S2 基準 (案) 20 項 (b) を「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、現行の 22 項の次に新たに項を設け「第 20 項 (b) の要求事項を満たすための開示を作成する際、付録 B において定められている開示トピックに関連付けられている産業別の指標を考慮しなければならない」といった規定とすることを提案する。
38. その上で、産業別の指標については、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から更に指標の検討を深めていくことが望ましい。
39. 同様に、パラグラフ 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの観点から、現行の 11 項を「第 12 項から第 15 項の要求事項を満たすための開示を作成する際、企業は、自社の状況を説明するために最も適切と考えられる指標を用いなければならない。その際、第 20 項に規定する産業横断的指標カテゴリー並びに付録 B に規定する開示トピック及び産業別の指標を考慮しなければならない。」に修正することを提案する。

② b) 「企業価値」と「重大な(significant)」の定義の補足

40. また、パラグラフ 16において指摘した開示情報の価値関連性 (value relevance) や、パラグラフ 24において指摘した2段階アプローチの実効性を確保する上で、企業価値の定義や重大性 (significance) の定義が重要となる。
41. (「企業価値」の定義について)
S1 基準 (案) 5項では企業価値を「短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する」、「企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。」と定義した上で、結論の根拠 BC35 項では、「企業価値は、資本市場の参加者によって、企業価値を左右するもの (driver) が短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかに基づいて決定される。」と定め、企業価値には将来キャッシュ・フローについての利用者の評価が反映されるとしている。
42. この考え方は、「企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の全て」に関して、「重要性がある (material) 情報を開示しなければならない」としている本基準全体の目的とも整合している。
43. 即ち、企業の将来キャッシュ・フローを生み出す能力やその時期及び不確実性は企業価値に反映されるものであり、その企業価値を評価するために利用者は、企業がさらされている重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、重要性がある情報を求めているという基準全体の目的が、S1 基準 (案) 5項や BC35 項によって明確になっている。
44. また、企業活動に伴う正負の外部性を企業価値評価に取り込む資本市場の動きも活発化するなかで、必ずしもキャッシュ・フロー創出能力として顕在化していない企業の社会的・環境的価値も企業価値を構成する要素となりつつある。
45. 他方、S1 基準 (案) の付録 Aにおいては、企業価値は「企業の総価値であり、企業の持分の価値 (時価総額) 及び純債務の価値の合計」とされており、「静的な企業価値」と「動的な企業価値 (将来のキャッシュ・フロー創出能力や投資家が評価する企業の社会的・環境的価値を反映した価値)」のうち現時点の静的な企業価値が強調されている印象を与えかねない。この定義だけを見ると将来において企業が創造する価値の観点が抜け落ちているように見える。このことは S1 基準及び S2 基準における企業価値に関する捉え方に混乱を生み出すリスクがある。
46. このため、付録 Aにおける企業価値の定義に5項の記載及び価値創造の観点を追記し、「企業の総価値であり、企業の持分の価値 (時価総額) 及び純債務の価値の合計であり、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想や投資家が評価する企業の社会的・環境的価値を反映するもの」とすることを提案する。
47. (「重大な (significant)」の定義について)
また、パラグラフ 24において指摘した2段階アプローチを実効的なものとするためには、一段階目にあたる「重大な (significant) リスク及び機会」の識別が妥当なものとなるかが極めて重要となる。他方、現在の S1 基準 (案) においては「重大な (significant) リスク及び機会」

の定義や、その識別のために推奨される手法等について示されておらず、企業における対応に一貫性が確保されないおそれがある。このため、S1 基準において「重大な (significant) リスク及び機会」の定義を行うことや、その識別のためのガイダンスを作成することを提案する。

② c) 「経営者による説明」の位置づけの明確化と IASB と ISSB の結合性の強化

48. また、パラグラフ 24 において重要性を指摘した 2 段階アプローチは、2021 年 5 月に公表された IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂公開草案における「key matters」と「material information」の関係とも整合しているものと捉えている。「経営者による説明」と、S1 基準、S2 基準の一貫性、整合性を確保するためにも、パラグラフ 45 で提案をした「重大な (significant) リスク及び機会」の定義の検討においては、IASB と ISSB の十分な連携により「経営者による説明」における検討と一体的かつ総合的に行われる必要がある。

② d) 報告の「同時性」に関する柔軟性の確保

49. 開示情報と企業価値の関連性を確保するためには、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表を含む一般目的財務報告について、同じ報告期間に関する情報となっていることが重要と考える。両者の統合性やつながりは、報告対象期間が同一であることを前提に考慮されるべきものである。
50. この点、S1 基準（案）66 項において、「サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」と定めていることについて、賛同する。
51. 他方、同 66 項において「企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない」と定めている点については留保が必要と考える。
52. 例えば、日本では、温対法の規制に基づき、企業は温室効果ガス排出量等の情報を報告することが求められているが、この報告のために排出量算定に必要な系統電力に係る排出係数（電力会社の報告に基づき国が公表するもの）は事業年度の翌年 12 月まで確定しない。従って、温室効果ガス排出量と、関連する財務諸表の報告対象期間を同一にしようとした場合、前年度の排出係数を用いて計算をするなど従来の報告実務とは異なる新たな算定作業が必要となる。この作業を有価証券報告書の提出期限である事業年度終了後から三ヶ月以内に終えることは実務上困難又はコストが多大との指摘が産業界から寄せられている。
53. また、サステナビリティ関連財務情報が掲載される文書（一般目的財務報告）としては有価証券報告書が想定され、今後中核的な情報は集約的・同時的に記載されることが期待される（※）。一方、より充実した情報を補う観点から相互参照が想定される統合報告書（日本では 700 社以上が開示）やサステナビリティレポートは、多くの場合有価証券報告書から数ヶ月後に公表されている。サステナビリティ関連財務情報の質・量の充実が急速に進む中、これらに係る実務を数ヶ月早め、全ての情報の公表タイミングを有価証券報告書と同時にするためには多大な追加コストが必要になるとの指摘も寄せられている。
- （※）金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年 6 月）において、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設することとされた。
54. これらの課題を踏まえると、相互参照文書を含めた全てのサステナビリティ関連財務報告の「同時性」を厳格に求めることで、IFRS サステナビリティ開示基準の費用対効果のバランスが著しく悪化する懸念がある。また、法令等に基づく開示制度の枠組が国・地域毎に異なる事

を踏まえると、多国籍に展開する企業にとって「同時に報告」することの実務的負荷は更に増すことが想定される。

55. これらの状況を踏まえ、S1 基準（案）66 項で要求されている報告の同時性について、中核的な文書においてより重要性の高いサステナビリティ関連財務情報が掲載されていることを前提に、実務上の対応が可能な範囲で「同時に報告」することを原則としつつ、相互参照文書等についてはその公表タイミングに一定の幅を認めることを基準上明確にするとともに、その考え方について例示的ガイダンス等で示すことを提案する。

III. 各質問事項への回答

a) IFRS S1 基準（案）に関する質問事項への回答

質問 1—全体的なアプローチ	11
質問 2—目的	13
質問 3—範囲	16
質問 4—コア・コンテンツ	17
質問 5—報告企業	19
質問 6—つながりのある情報	22
質問 7—適正な表示	24
質問 8—重要性	26
質問 9—報告の頻度	29
質問 10—情報の記載場所	31
質問 11—比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬	33
質問 12—準拠表明	34
質問 13—発効日	36
質問 14—グローバル・ベースライン	37
質問 15—デジタル報告	38
質問 16—コスト、便益及び見込まれる影響	39
質問 17—その他コメント	41

質問 1-全体的なアプローチ

- 本公開草案は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用なサステナビリティ関連財務情報を開示することを目的として、全般的な要求事項を定めている。
 - 本公開草案における提案は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示することを要求している。重要性（materiality）の評価は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な情報の文脈で行わなければならない。
- (a) 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、たとえそのようなリスク及び機会が具体的な IFRS サステナビリティ開示基準で扱われていないとしても、重要性がある（material）情報を識別し開示することが要求されることを明確に定めているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にすることができるか。
- (b) 本公開草案で提案されている要求事項は、その提案された目的（第 1 項）を満たすことに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (c) 本公開草案で提案されている要求事項は、IFRS S2 号「気候関連開示」[案] を含む他の IFRS サステナビリティ開示基準とどのように組み合わせて適用されるのかが明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、提案のどのような点が不明確か。
- (d) 本公開草案で提案されている要求事項は、監査人及び規制当局が、企業がこの提案を遵守しているかどうかを決定するための適切な基礎となることに賛成するか。賛成しない場合、どのようなアプローチを提案し、それはなぜか。

56. （質問 1 (a) について）

S1 基準（案）が、企業がさらされているサステナビリティ関連の重大な（significant）なリスク及び機会のすべてについて重要性がある（material）情報を識別し開示することを要求していることは明確と考える。

57. （質問 1 (b) について）

他方、S1 基準（案）で提案されている要求事項が、目的（第 1・2 項）と照らして適切な内容となっているかについては留保が必要である。本意見書の「II. 総論」において述べた通り、企業価値の定義（付録 A）の補足や報告の同時性に関する規定が柔軟化されることなどの修正が図られることで、作成者にとっても利用者にとっても、サステナビリティ関連の重大な（significant）なリスク及び機会について重要性がある（material）情報の効果的かつ効率的に開示につながるものとする。個別の課題意識の詳細については以降の間で詳述する。

58. （質問 1 (c) について）

本公開草案で提案されている要求事項は、IFRS S2 号「気候関連開示」[案] を含む他の IFRS サステナビリティ開示基準とどのように組み合わせて適用されるのかについて、以下で指摘する点を除き、明確になっていると考える。

59. S1 基準（案）8 項「企業は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連の財務情報を作成及び開示する際に、本基準[案]を適用しなければならない。」及び S2 基準（案）2 項「企業は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]に従い、気候関連開示を作成及び開示する際に本基準を適用しなければならない。」により、両者の関係は明確となっている。
60. ただし、「重要性」について、S1 基準（案）の定めと、S2 基準（案）の定めがどのように組み合わせて適用されるのかについて、関係性が必ずしも明確になっていない部分が含まれている。具体的には、S1 基準（案）60 項と S2 基準（案）付録 B「産業別開示要求」の B6 項の関係である。
61. まず、S1 基準（案）60 項では、「IFRS サステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない。」ことを定められている。
62. 一方、S2 基準（案）付録 B「産業別開示要求」の B6 項では、「本基準を含め、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項について、重要性（materiality）の判断及び決定を行う責任は報告企業にある。したがって、企業は、その情報が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない。」と定められている。
63. これらは表現上「重要性がない（not material）な場合には、提供する必要はない」、「重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない。」と異なる表現を用いているものの、実質的には同様の内容を述べている。また、上記パラグラフ 59 で指摘したとおり、S1 基準と S2 基準の関係性及び S1 基準（案）60 項が S2 基準（案）にも適用されることは既に明確である。従って 本来 S2 基準（案）B6 項の規定は不要な規定と考えられる。
64. この点、パラグラフ 34 で指摘した通り、S2 基準（案）20 項(b)において「産業別の指標（「付録 B」において定められている）」を、「重大な(significant)気候関連のリスク及び機会」の識別に関わらず直接開示要求事項としたことに伴う S2 基準（案）内の要求事項の粒度の不均衡を和らげる観点から付録 B「産業別開示要求」の B6 項を確認的に置くことが必要となったものと捉えられる。
65. しかし、開示要求事項の不均衡を正し、パラグラフ 37 において提案したように S2 基準（案）20 項 (b) を「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、現行の 22 項の次に新たに項を設け「第 20 項 (b) の要求事項を満たすための開示を作成する際、付録 B において定められている開示トピックに関連付けられている産業別の指標を考慮しなければならない」といった規定とすれば、B6 項の確認的な規定は不要になるものと考えられる。

質問 2-目的

- 本公開草案は、企業の企業価値に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（implications）を、情報の主要な利用者が評価するための十分な基礎を提供する、サステナビリティ関連財務情報を企業が開示するための要求事項案を示している。
 - 企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。
 - サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者による企業価値の評価に影響を与える、財務諸表で報告される情報よりも幅広い情報である。企業は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示することが要求される。したがって、サステナビリティ関連財務情報には、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンス及びそれらに対処するための戦略に関する情報、並びに関連する財務諸表における認識規準をまだ満たしておらず将来のインフロー及びアウトフローが生じ得る、企業が行う意思決定に関する情報を含めなければならない。また、サステナビリティ関連財務情報は、人々、地球及び経済との関係並びにそれらに対する影響（impacts）及び依存など、企業が行った行動の結果としての企業の評判、パフォーマンス及び見通し、あるいは企業による知識に基づく（knowledge-based）資産の開発を描写するものである。
 - 本公開草案では、企業の企業価値に影響を与える（effect）と合理的に予想される、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報に焦点を当てている。
- (a) 提案されているサステナビリティ関連財務情報を開示する目的は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確か（付録 A 参照）。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、定義をより明確にするための提案はあるか。

66. （質問 2 (a) について）

提案されているサステナビリティ関連財務情報を開示する目的について、明確であると考え

67. （質問 2 (b) について）

提案されている「サステナビリティ関連財務情報」の定義について、「II. 総論」の paragraph 41~46 で指摘したとおり、定義の中に含まれる「企業価値」の定義の説明が十分にされていない点を除き、明確であると考え

68. （企業価値の定義）

S1 基準（案）5 項では企業価値を「短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する」、「企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。」と定義した上で、結論の根拠 BC35 項では、「企業価値は、資本市場の参加者によって、企業価値を左右するもの（driver）が短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかに基

づいて決定される。」と定め、企業価値には将来キャッシュ・フローについての利用者の評価が反映されるとしている。

69. この考え方は、「企業がさらされている重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の全て」に関して、「重要性がある (material) 情報を開示しなければならない」として本基準全体の目的とも整合している。
70. 即ち、企業の将来キャッシュ・フローを生み出す能力やその時期及び確実性は企業価値に反映されるものであり、その企業価値を評価するために利用者は、企業がさらされている重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、重要性がある情報を求めているという基準全体の目的が、S1 基準 (案) 5 項や BC35 項によって明確になっている。
71. また、企業活動に伴う正負の外部性を企業価値評価に取り込む資本市場の動きも活発化するなかで、必ずしもキャッシュ・フロー創出能力として顕在化していない企業の社会的・環境的価値も企業価値を構成する要素となりつつある。
72. 他方、S1 基準 (案) の付録 Aにおいては、企業価値は「企業の総価値であり、企業の持分の価値 (時価総額) 及び純債務の価値の合計」とされており、「静的な企業価値」と「動的な企業価値 (将来のキャッシュ・フロー創出能力や投資家が評価する企業の社会的・環境的価値を反映した価値)」のうち現時点の静的な企業価値が強調されている印象を与えかねない。この定義だけを見ると将来において企業が創造する価値の観点が抜け落ちているように見える。このことは S1 基準及び S2 基準における企業価値に関する捉え方に混乱を生み出すリスクがある。
73. このため、付録 A における企業価値の定義に 5 項の記載及び価値創造の観点を追記し、「企業の総価値であり、企業の持分の価値 (時価総額) 及び純債務の価値の合計であり、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想や投資家が評価する企業の社会的・環境的価値を反映するもの」とすることを提案する。
74. (「重大な (significant)」の定義について)
また、パラグラフ 24 において指摘した 2 段階アプローチを実効的なものとするためには、一段階目にあたる「重大な (significant) リスク及び機会」の識別が妥当なものとなるかが極めて重要となる。他方、現在の S1 基準 (案) においては「重大な (significant) リスク及び機会」の定義や、その識別のために推奨される手法等について示されておらず、企業における対応に一貫性が確保されないおそれがある。このため、S1 基準において「重大な (significant) リスク及び機会」の定義を行うことや、その識別のためのガイダンスを作成することを提案する。
75. (「経営者による説明」との整合性)
なお、現在 IASB で検討が進められている「経営者による説明」の公開草案 3.15 項では、「経営者による説明」の目的を「企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える諸要因に関する重要性がある情報を提供する」とした上で、付録 A の用語の定義において「価値を創出する能力」を「企業が自らのために、したがって投資者及び債権者のために、価値を創出し又は維持する能力」と定義している。
76. これら「経営者による説明」における規定及び、今後 IASB、ISSB に期待される「経営者による説明」との一貫性を持った基準開発の観点からも パラグラフ 73 で提案した定義の補足は妥当な内容と考えられる。

質問 3-範囲

- 本公開草案における提案は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連財務情報を作成及び開示する際に適用されるものである。利用者による企業の企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想できないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲外である。
- 本公開草案は、どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）でも（IFRS 会計基準でも他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）でも）、一般目的財務諸表を作成する企業が適用できるように作成されたものである。

本公開草案の提案は、（IFRS 会計基準に準拠した財務諸表だけでなく）どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠していても一般目的財務諸表を作成する企業に適用できるとすることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。

（回答対象外）

質問 4-コア・コンテンツ

- 本公開草案では、主要な利用者が企業価値を評価できるような情報を企業が開示することを提案している。要求される情報は、企業がオペレーションを行う方法のコアとなる諸側面を表すものとなる。
- このアプローチは、2020年のサステナビリティ報告に関する評議員会の公開協議において、成功のための主要な要求事項に関する利害関係者からのフィードバックを反映し、TCFDの確立された作業（well-established work）を基礎としている。その上で、本公開草案は各コンテンツの目的を以下のように提案している。
 - ガバナンス
一般目的財務報告の主要な利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること。
 - 戦略
一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすること。
 - リスク管理
一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすること。これらの開示により、利用者が、それらのプロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されているかどうかを評価し、企業の総合的なリスク・プロファイル及びリスク管理プロセスを評価することができるようにしなければならない。
 - 指標及び目標
一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように測定、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすること。これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように自身のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。

(a) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示目的は明確かつ適切に定義されているか。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示要求は、それらの開示目的に照らして適切か。その理由又はそうでない理由は何か。

77. （戦略以外の項目について）

本公開草案で提案されている、ガバナンス、リスク管理並びに指標及び目標について、開示目的は明確かつ適切に定義されており、開示要求事項も開示目的に照らして適切なものと考えられる。

78. （「戦略」について）

一方、本公開草案で提案されている、戦略に関する開示目的及び開示目的に基づく開示要求事項には、TCFD提言と比較して、ビジネスモデルに関連する言及が多く含まれている。ビジネスモデルは、「II. 総論」の параグラフ 41～46 及び質問 2. 「目的」の paraグラフ 68～73 で指摘した「企業価値」や「将来キャッシュ・フロー」を評価する上で極めて重要な要素であり、パ

ラグラフ 75 で触れた「経営者による説明」における「価値を創出する能力」の中核要素となるものである。

79. また、本公開草案では、「サステナビリティ関連財務情報」の定義を「一般目的財務報告の利用者に、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための戦略が依存する資源及び関係を評価するための十分な基礎を提供する。」（付録 A）と定め、ビジネスモデルと戦略が一体不可分である事を明確にしている。
80. これらを踏まえ、現在「戦略」と提案されている項目名について「ビジネスモデルと戦略」とすることを提案する。

質問 5-報告企業

- 本公開草案では、サステナビリティ関連財務情報は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求することになるとすることを提案している。
- 本公開草案では、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティに関連するリスク及び機会のすべてに関して、重要性がある(material) 情報を開示することを要求している。そのようなリスク及び機会は、以下のようなバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係並びに資源の利用に関連している。具体的には、
 - 企業の雇用慣行及びサプライヤーの雇用慣行、企業が販売する製品の包装に関連する廃棄物、又は企業のサプライ・チェーンを分断する可能性がある事象
 - 企業が支配する資産（例えば、希少な水資源に依存する生産設備など）
 - 関連会社及び共同支配企業を含む、企業が支配する投資（共同支配企業を通じて温室効果ガスを排出する活動に資金提供するなど）
 - 資金源
- また、本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を開示することを提案している。

- (a) サステナビリティ関連財務情報を、関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求すべきであるとするに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。）
- (b) バリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項は、明確で一貫性がある適用が可能か。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのような追加的な要求事項又はガイダンスが必要か、また、それはなぜか。
- (c) 提案されている関連する財務諸表を識別することについての要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。

81. (質問 5 (a) について)

(提案への賛否)

サステナビリティ関連財務情報を、関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求すべきであるとする公開草案の要求事項について、以下の 1 点を除き、賛成する。あわせて、報告企業に関する公開草案について、2 点確認を求める。

82. (提案：情報基盤が整わない地域における限定的適用の容認に関する提案)

サステナビリティ関連財務情報開示の実務が定着していない地域における事業展開を含む企業において、当該地域に所在する連結企業等からを短期間で情報を収集・整理することは難しく、信頼度の高い情報を収集する基盤を整えるためにはステップ・バイ・ステップの対応と一定の期間を要することが予想される。

83. こうした地域に事業展開している企業に対してサステナビリティ関連財務情報を関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを直ちに求めた場合、基準の適用可能性が必要以上に低下し、利用者が求めるサステナビリティ関連財務情報の開示が逆に遅れるリスクもある。こうした状況を踏まえ、特にサステナビリティ関連財務情報の収集が難しい地域については、定性的な説明や概算に基づく定量的情報等の開示可能な情報の開示を行うなど、基準を限定的に適用することを認めることを提案する。

84. (確認 1：開示論点に対して)

S1 基準（案）では、サステナビリティ関連財務開示において開示すべき情報は、企業が識別した「サステナビリティ関連の重大な（significant）リスク及び機会」に関する「重要な（material）情報」であることが想定されている。逆に、「サステナビリティ関連の重大なリスク及び機会」を識別していない連結企業等に対して、「サステナビリティ関連の重大なリスク及び機会」を識別している連結企業等と同様の情報収集を行うことは開示の費用対効果のバランスを欠く可能性がある。

85. 例えば、気候関連のサステナビリティ関連財務報告を行う際、「気候関連の重大なリスク及び機会」と関連性が極めて低い連結子会社の情報（not material な情報）まで網羅的に情報収集を行うことは開示実務の費用対効果のバランスを欠くことになると考えられる。

86. このような点を踏まえ、IFRS サステナビリティ開示基準の内容に照らして、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が識別されない企業については、報告企業の範囲には含まれるものの、報告の必要がないこと（例えば、特定の子会社の温室効果ガス排出量に重要性がない（not material）場合は、その情報を含める必要はないこと）を確認させていただきたい。

87. (確認 2：その他の一般に公正妥当と認められた会計原則の取扱)

S1 基準（案）8 項では「企業は、企業の関連する財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されている場合には、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する可能性がある。」と定められており、IFRS 以外の一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠している場合にも、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する可能性がある旨を定めている。

88. この点に関連し、IFRS 以外の一般に公正妥当と認められた会計原則において、財務諸表の報告範囲の企業について、IFRS 会計基準とは異なる定めがある場合も想定される。例えば、量的、ないし質的重要性のない子会社について、財務諸表の報告企業の範囲から除外することを認めている場合がある。

89. このような場合、IFRS 以外の一般に公正妥当と認められた会計原則の定めに基づいた報告企業の範囲に則ってサステナビリティ関連情報開示を作成した場合でも、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいた対応にあたるという理解でよいか、確認をさせていただきたい。

90. (質問 5 (b) について)

(提案への賛否)

バリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項について、以下の提案を取り入れたうえで、明確かつ一貫性のある適用は出来ると考える。

91. (作成者及び利用者からの懸念点)

本公開草案について作成者及び利用者から意見募集を実施した際、バリュー・チェーンに関連して、作成者及び利用者から以下のような懸念が寄せられた。

- ① S1 基準（案）付録 A では、バリュー・チェーンについて「報告企業のビジネスモデル及び企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲」と定められているが、この定義ではバリュー・チェーンに含める企業の範囲が明確に定められていないことから、企業間で報告する範囲に大きな違いが出てしまう事を懸念する。

- ② バリュー・チェーンに関する情報を開示する事が、事業運営にとって機微性の高い情報の開示につながり、がある。例えば、バリュー・チェーン分析の結果を開示することにより、取引先の情報が開示されることになるが、各企業の技術を支えるサプライヤー情報を開示することは、開示企業の競争力を毀損する可能性があることから、開示が困難である可能性が高い。また、特定の取引先のリスク情報を開示すること、及びバリュー・チェーンのどこに気候関連のリスク及び機会が集中しているかを開示することは、取引先企業のリスクを取引先企業が意図しない形で開示することに繋がるため、開示が困難である可能性が高い。

92. (提案：ガイダンスの作成)

このような懸念に対応して、開示対象に含めるべきバリュー・チェーンの考え方に関して、作成者の検討に資するガイダンス（例：企業規模の目安（例：個人事業主・小規模企業を含めるか）、含める範囲（例：何次下請け/元請けまで含めるか）、事業運営に著しい影響を与える場合の開示判断（例：取引上の機密情報の開示に繋がる場合））を作成し、定義の内容を補完することを提案する。これにより、バリュー・チェーンに関する開示の明確かつ一貫性ある適用が実現できると考える。

93. (質問 5 (c)について)

(提案への賛否)

「企業は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を開示しなければならない」とする公開草案の要求事項について、賛成する。

質問 6-つながりのある情報

- 本公開草案は、以下の情報の間のつながりを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供することを要求することを提案している。(a)さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会、(b)それらのリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略及びリスク管理並びに、(c)サステナビリティ関連のリスク及び機会と、財務諸表を含む一般目的財務報告に含まれる他の情報。

(a) さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりの必要性について、要求事項は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報とのつながりを識別し説明するという要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

94. (質問 6 (a)、(b) について)

(提案への賛否)

S1 基準 (案) 42 項の「一般目的財務報告の利用者が、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりを評価し、これらのリスク及び機会に関する情報が、どのように一般目的財務諸表における情報と結びついているかを評価できるようにする情報を提供しなければならない。」とする要求事項について、基本的に同意する。

95. その上で、利用者によるサステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報とのつながりをより適切な理解を促し、基準の実効性を高めるために、以下の 2 点を提案する。

96. (提案 1：情報の詳細さに関するガイダンスの作成)

企業に開示を求めている「つながりのある情報」について、S1 基準 (案) 43 項では「明瞭かつ簡潔なものでなければならない」と示した上で、結論の根拠 BC56 項ではその概念について、「リスク及び機会の間のつながりの実際の又は潜在的な影響 (implications) を説明するために使用することが考えられる。」と説明している。

97. その上で、S1 基準 (案) 44 項、結論の根拠 BC57 項では「つながりのある情報」の具体例が示されているが、情報のつながりには多様な類型が存在するところ、これらの具体例では、情報のつながりの類型を十分に網羅されていない。このため、企業間で開示の類型に違いが出てしまい、利用者の比較可能性が担保されない懸念がある。

98. このため、つながりのある情報を開示する際に、実際の報告事例に基づいて「つながりのある情報」の類型を取りまとめた上で、その作成に資するガイダンスの作成を提案する。

99. (提案2:セグメント情報との紐付け)

S1基準(案)42項では、「つながりのある情報」を開示する具体的な単位について定められていない。

100. この点、S1基準(案)15項において、戦略の開示にあたって企業のビジネスモデルに関する記述を求めていることを踏まえると、開示を求める単位としてはビジネスモデルの単位、すなわち事業領域を単位として開示する事に一定の合理性があると考えられる。

101. また、財務情報とのつながりという点では、IFRS8号「事業セグメント」第5項(b)において、事業セグメントの要件として「企業の最高経営意思決定者が当該セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、またその業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討している」ことを求めた上で、事業セグメントを単位とした開示を求めている。

102. 以上を踏まえ、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報のつながりを識別し説明する際、IFRS8号「事業セグメント」で求められる開示情報単位での「つながりのある情報」の開示を求めていることを明確にすることを提案する。

質問 7-適正な表示

- 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するために、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を要求することを提案している。適正な表示には、本公開草案で提案されている原則に従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現することを要求することになる。IFRS サステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加的な開示を行うことで、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示が得られるものと推定される。
- 重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は IFRS サステナビリティ開示基準を適用することとなる。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、IFRS サステナビリティ開示基準に加え、産業別の SASB スタンダードにおける開示トピック、ISSB の強制力のないガイダンス (水及び生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンスなど)、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書、及び同じ産業又は地域でオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会も考慮しなければならない。
- 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業価値にどのような影響を与え得るか (could affect) を評価するのに役立つと思われる開示 (指標を含む。) を識別するために、企業は関連する IFRS サステナビリティ開示基準を適用することになる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、以下の条件を満たす開示を識別するにあたり自らの判断を用いなければならない: (a) 一般目的財務報告の利用者の意思決定のニーズに関連性がある。(b) 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のリスク及び機会を忠実に表現する。(c) 中立性がある。この判断を行うにあたり、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、前の段落で識別したものと同一情報源を考慮することになる。

(a) 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案 (情報の集約に関する提案を含む。) は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源に賛成するか。賛成しない場合、企業はどのような情報源を検討することを要求されるべきであり、それはなぜか。また、代替的な情報源がある場合、本公開草案で提案されているサステナビリティ関連財務情報の開示の目的とどのように整合しているかを説明されたい。

103. (質問 7 (a) について)

企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案 (情報の集約に関する提案を含む。) について、適正な表示を促す観点から明確になっていると考える。

104. (質問 7 (b) について)

サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源について、情報源を提示することは、情報作成者・利用者の双方にとって理解につながり、基準適用の促進に繋がることから、以下の 2 点を除き、基本的には提案に賛成する。

105. (提案 1: 個別基準の位置づけの整理)

S1 基準 (案) 51 項ではサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたって考慮しなけ

ればならない基準として、SASBスタンダードにおける開示、CDSBフレームワーク適用ガイダンス等が挙げられている。しかし、両基準については現状では国や地域によって適用状況にばらつきがあることを踏まえると、これら特定の基準について包括的に「考慮しなければならない」とするのは、国際的な基準としての包摂性やデュー・プロセスの観点から適当ではないと考えられる。

106. また、個別の開示分野において活用が進んでいる基準やガイダンス（世界経済フォーラムの公表指標やGRIスタンダード、ISO、知的資産開示におけるWICI Intangibles Reporting Framework等）も存在するところ、特定の基準を「考慮しなければならない」基準として列挙することは国際的な基準としての公平性を欠くと考えられる。
107. この点を踏まえ、S1基準（案）51項の記載を、「IFRSサステナビリティ開示基準に加え、企業は以下を考慮することができる。(may consider)」とした上で、「なお、以下の基準は例示であり、開示するサステナビリティ関連財務情報により適合する基準があるならば、当該基準も考慮することができる。」と追記することを提案する。
108. （提案2：開示トピックの定義）
S1基準（案）別紙Aでは「開示トピック」を「IFRSサステナビリティ開示基準又は産業別のSASBスタンダードにおいて定められた、特定の産業内の企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会」と定義している。
109. この点について、パラグラフ105でも記載したとおり、SASBスタンダードの適用状況について国や地域によってばらつきがある現状を踏まえると、特定の基準を限定的に含んだ形で定めている現状の定義は国際的な基準としての包摂性やデュー・プロセスの観点から適当ではないと考えられる。
110. この点を踏まえ、「開示トピック」の定義を「IFRSサステナビリティ開示基準等において定められた、特定の産業内の企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会」とすることを提案する。

質問 8-重要性

- 本公開草案では、IASB の「一般目的財務報告の概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号の定義と整合するように、重要性がある (material) 情報を定義している。情報は、「その情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与える (influence) と合理的に予想される場合には、重要性がある (material) 」とされている。
 - しかし、サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表に含まれる情報とは性質が異なるため、重要性 (materiality) に関する判断はさまざまなものとなる。また、情報に重要性がある (material) かどうかは、企業価値との関係で評価する必要がある。
 - 企業が開示する重要性がある (material) サステナビリティ関連財務情報は、状況や前提が変化し、報告の主要な利用者の期待も変化するため、報告期間ごとに変化する可能性がある。したがって、企業は何に重要性がある (material) かを識別するために判断を行う必要があり、重要性 (materiality) の判断は報告日ごとに再評価する。本公開草案では、IFRS サステナビリティ開示基準に特定の開示要求があったとしても、結果としての情報に重要性がない場合には、企業はその開示を行う必要はないとすることを提案している。同様に、特定の要求事項が利用者の情報ニーズを満たすのに不十分な場合、企業は追加的な情報を開示するかどうかを検討することが要求されることとなる。このアプローチは、IAS 第 1 号の要求事項と整合している。
 - また、本公開草案では、現地の法令によって開示が禁止されている情報については、開示する必要はないとすることを提案している。この場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。
- (a) サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性 (materiality) の定義及び適用は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 提案されている重要性 (materiality) の定義及び適用は、時間の経過も含めて、特定の企業の企業価値に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の幅広さを捉えたと考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (c) 本公開草案と関連する例示的ガイダンスは、重要性がある (material) サステナビリティ関連財務情報を識別するために有用か。その理由又はそうでない理由は何か。有用でない場合、どのような追加ガイダンスが必要で、それはなぜか。
- (d) 本公開草案で要求されている情報の開示が現地の法令で禁止されている場合、その開示を免除する提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、それはなぜか。

111. (質問 8 (a) について)

サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性 (materiality) の定義及び適用は明確であると考えます。

112. 提案されている重要性の定義は、財務情報とのつながりを考慮する観点を踏まえ、IAS1 号「財務諸表の表示」7 項、及び「財務報告に関する概念フレームワーク」2.11 項とも整合的な点からも、明確であると考えます。

113. (質問 8 (b) について)

提案されている重要性の定義及び適用は、時間の経過も含めて、特定の企業の企業価値に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の幅広さを捉えたと考える。S1 基準（案）5 項において、「企業価値が短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する」と、企業価値に時間軸の観点で反映されると明示していることとも整合的である。

114. また、S1 基準（案）58 項では、「重要性（materiality）は関連性の企業固有の一側面であり、その情報が関連する項目の性質又は大きさ（又はこの両方）に基づくものである。したがって、本基準[案]では、重要性（materiality）についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何に重要性がある（material）ものとなり得るかを前もって決定することはしない。」として、重要性を企業固有の一側面として捉えた上で、統一的な閾値や特定の状況をしていない。

115. さらに、S1 基準（案）60 項では、「企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない。このことは、IFRS サステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。」とされており、重要性の判断が企業に帰属することが明確となっている。

116. このように、統一的な閾値や特定の状況を定義に含めないことや重要性の判断が企業に帰属することを明確にすることは、作成者自らが、サステナビリティ関連財務情報の重要性の判断を主体的に実施し、利用者にとって、企業の固有かつ具体的な情報としてのサステナビリティ関連財務情報の提供に繋がると考えられる。この点からも公開草案の重要性の定義は適切である。

117. (質問 8 (c) について)

本公開草案と関連する例示的ガイダンスについて、重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報を識別するための有用性を高めるために、以下の点について追加的な提案をする。

118. (提案：重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会の定義とガイダンスの作成)

S1 基準（案）51 項では、企業が重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際には、識別された開示トピックを含む IFRS サステナビリティ開示基準、及び SASB の開示トピック等の考慮が求められている。

119. この点、S1 基準（案）51 項の前段及び別紙 A のサステナビリティ関連財務開示の定義にも示されている通り、「一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値を評価する際に有用か」という視点に基づき識別するものと理解しているが、例示的ガイダンスには本項目に関連する記載はない。このため、企業の重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別判断に幅が出てしまい、企業間の比較可能性が十分に担保されない懸念がある。

120. そこで、企業間のサステナビリティ関連財務開示の比較可能性を担保し、利用者の企業の企業価値評価にあたって有用な情報開示を実現する点から、S1 基準において「重大な（significant）リスク及び機会」の定義を行うことや、その識別のためのガイダンスを作成することを提案する。その際、重大性を判断するための評価軸（企業の企業価値創造能力との関連性等）を示すことが考えられる。

121. また、「重大な (significant) リスク及び機会」の定義やその識別のためのガイダンスの作成に際しては、「II.総論」のパラグラフ 47、及び質問 2.「目的」のパラグラフ 75において述べたように、「経営者による説明」と S1 基準、S2 基準の一貫性、整合性が確保されることが重要である。

質問 9-報告の頻度

- 本公開草案は、企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告することを要求し、サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを提案している。
- ✓ サステナビリティ関連財務情報の開示を、関連する財務諸表と同時に提供することが要求されるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

122. (報告期間の同一性について)

S1 基準 (案) 66 項で「サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」と定めていることについて、財務情報とサステナビリティ関連財務情報の関連性及びつながりのある情報に基づく開示の実効性を確保する点から必須であり、賛同する。

123. (提案:「同時に提供する」ことの解釈の柔軟性)

他方、「企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない」と定めている点については留保が必要と考える。

124. 例えば、日本では、温対法の規制に基づき、企業は温室効果ガス排出量等の情報を報告することが求められているが、この報告のために排出量算定に必要な系統電力に係る排出係数 (電力会社の報告に基づき国が公表するもの) は事業年度の翌年 12 月まで確定しない。従って、温室効果ガス排出量と、関連する財務諸表の報告対象期間を同一にしようとした場合、前年度の排出係数を用いて計算をするなど従来の報告実務とは異なる新たな算定作業が必要となる。この作業を有価証券報告書の提出期限である事業年度終了後から三ヶ月以内に終えることは実務上困難又はコストが多大との指摘が産業界から寄せられている。

125. また、サステナビリティ関連財務情報が掲載される文書 (一般目的財務報告) としては有価証券報告書が想定され、今後中核的な情報は集約的・同時的に記載されることが期待される (※) 一方、より充実した情報を補う観点から相互参照が想定される統合報告書 (日本では 700 社以上が開示) やサステナビリティレポートは、多くの場合有価証券報告書から数ヶ月後に公表されている。サステナビリティ関連財務情報の質・量の充実が急速に進む中、これらに係る実務を数ヶ月早く、全ての情報の公表タイミングを有価証券報告書と同時にするためには多大な追加コストが必要になるとの指摘も寄せられている。

(※) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 (令和 4 年 6 月) において、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設することとされた。

126. これらの課題を踏まえると、相互参照文書を含めた全てのサステナビリティ関連財務報告の「同時性」を厳格に求めることで、IFRS サステナビリティ開示基準の費用対効果のバランスを著しく悪化させる懸念がある。また、法令等に基づく開示制度の枠組が国・地域毎に多様である事を踏まえると、多国籍に展開する企業にとって「同時に報告」することの実務的負荷は更に増すことが想定される。

127. 例えば、一部の国・地域では法律によって企業の決算期を一律に定めており、このような国・地域で事業を営む企業が報告対象に含まれ、かつ決算期が異なる場合、サステナビリティ関連財務情報の開示を、当該関連する企業の財務諸表と同時に提供することが実務上難しいと想定される。

128. これらの事情に関連して、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」B93 項では連結財務諸表を同じ報告日で作成することが実務上不可能な場合の取扱として、「親会社は子会社の直近の財務諸表を

用いて子会社の財務情報を連結しなければならない」と一定の緩和規定を定めた上で、その要件として「当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じる重大な取引又は事象の影響について調整する」こと、「子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならない」こと、「報告期間の長さ及び日付の差異は毎期同一でなければならない」ことを求めている。

129. 財務諸表の報告日において、前項に示したような定めを設けていることを踏まえると、財務報告とつながりのある情報として開示するサステナビリティ関連財務報告においても、一定の緩和規定を設けることに合理性が認められる。
130. これらの状況を踏まえ、S1 基準（案）66項で要求されている報告の同時性について、中核的な文書においてより重要性の高いサステナビリティ関連財務情報が掲載されていることを前提に、実務上の対応が可能な範囲で「同時に報告」することを原則としつつ、相互参照文書等についてはその公表タイミングに一定の幅を認めることを基準上明確にするとともに、その考え方について例示的ガイダンス等で示すことを提案する。
131. なお、前項で提案した例外規定を設けて、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表の提供時期が同一でないことを認める場合であっても、サステナビリティ関連財務情報の開示の報告期間と、関連する財務諸表の報告期間については、同一であることを明確に定めることを、あわせて提案する。

質問 10-情報の記載場所

- 本公開草案は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を、一般目的財務報告、すなわち投資者やその他の金融資本の提供者を対象とした報告パッケージの一部として開示することを企業に要求することを提案している。
- しかし、本公開草案では、企業が効果的かつ一貫した方法で情報を伝達する能力を制限しないように、また、一般目的財務報告に関する特定の法域の規制上の要求事項との衝突を防ぐために、一般目的財務報告の中の特定の場所で情報を提供するように要求することを意図的に回避している。
- 本提案は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所で開示することを容認している。しかし、企業は、サステナビリティ関連財務開示が明確に識別可能であり、その追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保することが求められる。
- IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、相互参照により含めることも可能である。ただし、その情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることが条件である。例えば、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、関連する財務諸表で開示することができる。
- また、本公開草案では、IFRS サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならないとすることを提案している。

- (a) サステナビリティ財務情報開示の記載場所に関する提案に同意するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 記載場所に関する提案にかかわらず、本公開草案で要求されている情報の提供を困難にするような、法域特有の要求事項を承知しているか。
- (c) IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業は、個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は統合的な方法（又はこの両方）で管理されている場合、統合的な開示を行うことが推奨されていることは明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

132. (質問 10 (a) について)

サステナビリティ財務情報開示の記載場所に関する提案（IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報について、企業の一般目的財務報告の一部として開示すること）に同意する。

133. (質問 10 (c) について)

(提案そのものへの賛否について)

IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができるという提案に、基本的に賛成する。ただし、相互参照の実効性を高めるために、以下の2点を提案する。

134. (提案1：中核書類の特定)

相互参照が過度に利用され、一般目的財務報告の中核となる媒体に含まれる情報量が低下する結果、主たる利用者が一般目的財務報告の利用にあたって多くの相互参照先の資料を確認する必要に迫られ、結果として利便性が却って低下する状況が懸念される。このように相互参照が過度に利用されることで、一般目的財務報告の中核となる媒体の利便性が低下することのないよう、相互参照の実効性を担保する為の仕組みを設けることを提案する。例えば、中核書類の軸を構成する重要な情報については、相互参照を認めずに必ず中核書類に含める旨を定めることが考えられる。

135. また、相互参照先がインターネット上の開示情報を参照している場合、随時情報が更新されることもあるため、事後的に相互参照元における説明内容と整合性がとれなくなる懸念がある。このような不整合を防ぐために、相互参照先の情報が更新された場合の取扱に関する定めを設けることを併せて提案する。

136. (提案2：相互参照の利用条件具体化)

S1 基準 (案) 75 項は相互参照の利用条件として、「一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であること」をあげているが、「同じ条件かつ同時に利用可能であること」がどのような状態を指すのか、75 項、及び関連する結論の根拠 BC80 項・BC81 項でも明確に示されておらず、作成者と利用者の間で共通の理解が醸成されない懸念がある。

137. このように、作成者が相互参照の利用にあたって判断に悩むような状況を避けるために、相互参照が利用可能な条件について、具体的な定めを設ける、ないし具体的な事例を追記することを提案する。

138. (質問 10 (d) について)

S1 基準 (案) 78 項では「IFRS サステナビリティ開示基準が、共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならない。」と定めた上で、後段において「例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合されている場合、ガバナンスに関する開示も、重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに別個のガバナンスの開示の形式で提供するのではなく、統合しなければならない。」と、ガバナンスに関する開示を例として、統合的な開示を行うことを推奨しており、明確性は担保されていると考える。

139. また、S2 基準 (案) 6 項及び 18 項において、S1 基準 (案) 78 項の定めを参照した上で不必要な開示の繰り返しを避ける定めが設けられており、S2 基準 (案) に置いても明確になっていると考える。

質問 11-比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬

- 本公開草案は、比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉、並びに誤謬に関して提案された要求事項を示している。これらの提案は、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号に含まれる、財務諸表の対応する概念を基礎としている。しかし、本公開草案では、見積りの変更を当期の開示の一部として報告することを要求するのではなく、実務上不可能な場合を除き、更新された見積りを反映した比較情報を開示する、すなわち、より良い見積りを反映するために比較対象を修正再表示することを提案している。
- また、公開草案は、サステナビリティ関連財務開示に含まれる財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的でなければならないという要求を含んでいる。

- (a) これらの全般的な特徴は、提案に適切に適合しているか。していない場合、何を変えるべきか。
- (b) 前年度に報告された指標をより適切に測定できる場合、比較情報において更新された指標を開示することに賛成するか。
- (c) サステナビリティ関連財務開示における財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的なものとするという提案に賛成するか。この要求事項が適用できないような状況を承知しているか。

(回答対象外)

質問 12-準拠表明

- 本公開草案は、企業が IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、本公開草案の提案と、適用される IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠することを求めることを提案している。さらに、企業は、これらの要求事項のすべてに準拠している旨の明示的かつ無条件の記述を含めることが要求される。
 - 本公開草案は、企業に対する救済措置を提案している。IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を開示することが、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することが要求されない。この救済措置を利用する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられるものではない。
- ✓ 本提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

140. (準拠表明について)

S1 基準 (案) 91 項の「サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。」とする定めについて、賛成する。

141. なお、結論の根拠 BC85 項では「本公開草案は、開示のみの基準書の公表を提案しており、企業がこれらの開示要求を満たす場合には、IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を主張することができる。IFRS サステナビリティ開示基準への準拠の旨の条件付きの記述は認められない。」旨を示しているところ、同じ趣旨の定めは公開草案の前段に公表された ISSB プロトタイプでは基準本文に述べられていたと理解している。

142. この点について、ISSB プロトタイプから公開草案に至る過程で取扱が変更された点について、結論の根拠でも背景が示されていないことから、趣旨の確認をさせていただきたい。

143. (例外規定について)

S1 基準 (案) 62 項の「企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法令によって当該情報を開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない。企業は、その理由で重要性がある (material) 情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。」とする定めについて、以下の3点を除き、賛成する。

144. (提案 1：情報開示が結果として法令に違反する場合の取扱)

企業は、企業間で締結される契約において、製造に必要となる技術情報等を「機密保持条項」として定め、契約当事者外への開示を禁止する場合がある。国や地域によって規定は異なるものの、このような場合に「機密保持条項」の開示をすることは、法令で禁止とまで定められていなくても、法令違反に該当し、開示する事で企業が罰金等のペナルティを負担する場合が考えられる。

145. S1 基準 (案) 62 項は「現地の法令によって当該情報を開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない。」と定めている。この時、法令によって情報を開示することが直接禁止されていないものの、情報を開示することが結果として法令違反に繋がる場合の取扱が明確になっていない。

146. 例えば、パラグラフ 141 で言及した「機密保持条項」の場合、これに違反して情報開示をすることは、国及び地域が定める契約に関する法律において債務不履行にあたり、法令違反に該当する可能性が高い。しかし、債務不履行に関する条項が法律において一般条項として定められ、「技術情報に関する守秘義務条項の開示」を直接禁止していない場合、S1 基準（案）62 項の「開示する事が禁止されている場合」に該当するか明確になっていない。
147. このため、S1 基準（案）62 項の「現地の法令によって当該情報を開示することが禁止されている場合」について、当該情報の開示が直接禁止されていないものの、一般条項の定めにより情報開示することが結果として法令違反に繋がるような場合も含まれるか、確認をさせていただきたい。
148. （提案 2：事業上の機密情報の取扱）
S1 基準（案）に対する意見を産業界から収集した際、開示が法令違反にならない場合でも、新製品・新技術の研究開発に代表される企業の価値創造に直結する事業上の機密情報についてまで、本公開草案に準拠した情報開示を行うことが自社ないしバリュー・チェーン企業の企業価値の毀損につながる懸念がある旨、製造業を中心とした作成者から声があった。
149. 一方で、事業上の機密情報について、S1 基準（案）62 項で定めている法令によって情報開示が禁止されている場合の例外規定と同様の趣旨の定めを設けた場合、規定の本来の趣旨が没却されて濫用されることにより、重要な情報の開示が進まない懸念がある旨、利用者から声があった。
150. このように作成者、利用者の両方の懸念があることを踏まえ、事業上の機密情報の取扱について、S1 基準（案）62 項の次に、「企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を開示する事が、企業価値の重要な毀損に繋がる可能性が高い場合、企業は開示が適切でない旨を説明することにより、当該情報の開示を省略することができる。」と追加で定めることを提案する。
151. （提案 3：決算日直前で情報入手が困難な場合の取扱）
決算日に近い時点で大規模な企業買収を実施した場合等、時間的制約を理由として、開示が必要と判断される項目が現地法令に照らして、開示が禁止されている項目について該当するか否か、判断が難しいケースも想定される。
152. この点に関連し、IFRS3 号「企業結合」45 項「測定期間」においては「企業結合が生じた報告期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、取得企業は、会計処理が完了していない項目の暫定的な金額を財務諸表上で報告しなければならない」と定めた上で、1 年以内の測定期間内に確定させた上で遡及的な修正処理を認めている。
153. 財務諸表において上記のような暫定報告、及びその後遡及することを認容する規定を定めていることを踏まえると、サステナビリティ関連財務報告においても、同じ趣旨の定めを設けることは合理的と考えられる。
154. すなわち、決算日直前に報告範囲に含まれた企業等、実務上情報を適時適切に収集することが困難な場合においては、暫定的な開示の実施、もしくは開示が困難な旨を説明することを認容した上で、1 年以内に遡及的に開示を確定させることを求める定めを設けることを提案する。

質問 13-発効日

- 本公開草案では、ISSB が定める発効日より前に適用することを認めることを提案している。また、適時の適用を促進するために、適用初年度における比較情報の表示に関する要求事項についての救済措置を提案している。
- (a) ISSB が発効日を定める場合、最終基準書の公表後どの程度の期間が必要か。提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (b) ISSB が、適用初年度における比較情報の開示に関しての救済措置を提案することに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

155. (質問 13 (a) について)

(一定期間が必要となる理由)

本質問について、提案を適用する作成者側から、本基準の適用にあたって、以下のような準備が必要となることから、最終基準書の公表後、一定の期間をおいてから発効日を定める事が必要との意見が聞かれた。

- 基準の適用により新たに開示が求められる情報に関する現状把握
- サステナビリティ情報収集プロセスの構築（内部統制・システムの構築を含む）、
- バリュー・チェーン企業を含む、情報収集を求める対象企業の選定
- 上記の作業に必要なとなる人的資本の確保等、

156. このほか、質問 9「報告の頻度」の Paragraph 126 で指摘したように、国・地域間における制度の相違から、S1 基準（案）66 項に定められた同時点・同一期間の報告を求める点についても、準備が必要となる旨の意見も聞かれた。

157. (具体的に必要となる期間について)

一方で、Paragraph 155~156 で挙げた準備に必要な期間については、「複数年を要する」という意見ではあったものの、以下の理由から具体的な年数を含めた意見はなかった。

- 基準案の全体像が未確定の状況で、明示的な期間を提案することは難しい
- 社内の体制整備・プロセス構築についての経営判断が伴うことから、現時点で具体的な年数を示すことができない

158. (質問 13 (b) について)

要求事項をより早く発行することを可能とする目的のために、企業は本基準（案）を適用する最初の期間において、比較情報の開示を要求しないとする、公開草案の提案に賛成する。

質問 14-グローバル・ベースライン

- IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行うことを可能とするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（effects）に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者による要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。
- ✓ 本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

159. （グローバル・ベースラインへの基本的な賛成）

IFRS 財団がグローバル・ベースラインの考え方にに基づき、IFRS サステナビリティ開示基準の開発を進めていることに強く賛成する。

160. S1 基準（案）結論の根拠 BC78 項にあるように、IFRS サステナビリティ開示基準の考え方は、IFRS 財団がグローバル・ベースラインとしての IFRS サステナビリティ開示基準を提供し、各規制当局及び法域が、それぞれ検討の上で、必要に応じて他の利害関係者の情報ニーズを満たす情報でそれを補足するという整理となっている。

161. このような整理はグローバル・ベースラインとして国際的な比較可能性を担保しつつ、各規制当局及び法域における公共政策ニーズの充足を実現するための合理的な手法といえる。

162. その上で、本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準のこのような形での利用を制限すると考えられる懸念点を以下に説明する。

163. （懸念点：国・地域の多様性の斟酌）

質問 7「適正な表示」の paragraph 105 で言及したとおり、S1 基準（案）51 項で示されているサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたって考慮しなければならない基準として、SASB スタンダードにおける開示、CDSB フレームワーク適用ガイダンス等が挙げられているが、いずれの基準も現状、国・地域によって適用のばらつきがある。

164. また、質問 9「報告の頻度」の paragraph 126 で言及したとおり、一部の国・地域においては決算期が法律で一律に決められている場合がある。報告企業ないしバリュー・チェーンに、このような国・地域で事業を営む企業が含まれる場合、サステナビリティ関連財務情報の開示を、関連する財務諸表と同時に提供することについて、決算期の統一等に対応することができないことから、作成者にとって負担が高くなることが懸念される。

165. このように、サステナビリティ開示基準の適用にあたっては、国や地域によってサステナビリティ開示の進捗状況や、開示の制度・枠組みに違いがある点を踏まえ、質問 5「報告企業」 paragraph 83 の「情報基盤が整わない地域における限定的適用の容認」や、質問 9「報告の頻度」 paragraph 130 の「同時に提供する」ことの解釈の柔軟性」等の提案を採用することで、国・地域の固有の事情への包摂性を確保していくべきある。

質問 15-デジタル報告

- ISSB は、作業開始当初から、IFRS サステナビリティ開示基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務情報のデジタル消費を可能にすることを優先的に行う予定である。紙ベースの消費と比較した場合のデジタル消費の主要な利点は、情報の抽出及び比較を容易にする、アクセス性の向上である。IFRS サステナビリティ開示基準に従って提供された情報のデジタル消費を促進するために、IFRS 財団は IFRS サステナビリティ開示タクソミを開発している。本公開草案及び IFRSS2 号「気候関連開示」[案] がタクソミの源泉である。
 - タクソミのスタッフ草案は、本公開草案の公表後すぐに公表される予定であり、タクソミの重要な (essential) 提案の概要を含むスタッフ・ペーパーが添付される予定である。後日、タクソミの提案の公開草案が、ISSB によって公開協議のために公表される予定である。
- ✓ 本公開草案の作成に関連して、タクソミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか (例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など) 。

166. サステナビリティ関連財務情報のタクソミ及びデジタル報告の開発を進めるにあたっては、既に存在している財務報告に関するタクソミ及びデジタル報告のプラットフォームを取り込んだ上で、企業開示に関する一つの大きなエコシステムを構築する方向を目指すのが良いと考える。この点は、質問 6 で示されている「つながりのある情報」を求める考え方とも整合的である。

167. また、これまで財務報告に関しては XBRL をベースとしたタクソミ開発がされていることを踏まえると、サステナビリティ関連財務情報においても、これを踏襲することが望ましいと考える。

168. その上で、サステナビリティ関連財務情報のタクソミ及びデジタル報告の開発にあたっては、特に財務情報と比して定性的な開示事項が多くなることが想定されることも踏まえ、タクソミ及びデジタル報告としてカテゴライズする情報の粒度や内容について、設計において丁寧な議論を進める事が必要と考える。

169. また、特定の開示要求についても、前提条件や計算手法が異なっている場合もあることから、比較可能性を担保できる開示の枠組みを設定することが重要と考える。

質問 16-コスト、便益及び見込まれる影響

- ISSB は、本公開草案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束している。

(a) これらの提案の見込まれる影響を分析する上で ISSB が考慮すべき、この提案の適用により見込まれる便益及び適用により見込まれるコストについて、コメントはあるか。

(b) 提案の継続的な適用にかかる ISSB が考慮すべきコストについて、コメントはあるか。

170. (質問 16 (a) について)

S1 基準 (案) の提案の見込まれる影響を分析する上で ISSB が考慮すべき、この提案の適用により見込まれる便益及び適用により見込まれるコストについて、以下コメントする。

171. (便益について)

S1 基準が発効することにより、国際的にサステナビリティ関連財務開示の軸 (グローバル・ベースライン) となる一つの大きな考え方が立ち上がる。このことが、現在多様に存在しているサステナビリティ関連財務開示のあり方の整理につながり、ひいてはサステナビリティ関連財務開示の企業間における比較可能性、開示情報そのものの有用性が大きく高まる事が期待されるとともに、資本市場の効率性が高まる事が期待される。

172. (便益の前提として：他団体との連携)

一方で、IFRS 財団の他、サステナビリティ関連財務開示については、EC (欧州委員会)、SEC (米国証券取引委員会) も同様の基準又は規則の検討を進めていると理解している。これら各主体による公表基準・規則と、IFRS 財団の公表基準に齟齬がある場合、前項で述べた便益が大きく低下することが見込まれる。このため本公開草案の適用にあたっては、EC、SEC とも必要かつ十分な連携を取ることを期待する。

173. (コストについて)

質問 13 「発効日」の paragraph 155 で言及したように、本公開草案の適用にあたって、作成者側はサステナビリティ関連財務開示の作成にあたって、新たに開示が求められる情報に関する現状把握やサステナビリティ情報収集プロセスの構築といった体制整備、及びそのための人的資本の確保にあたって、多くの追加的なコストが発生する事が見込まれる。

174. また、質問 5 「報告企業」への回答で言及したように、サステナビリティ関連財務開示はバリュー・チェーンに関する情報の開示も求めているが、バリュー・チェーンに含まれる企業は、制度上、上場企業と同水準の情報開示を求められていない場合も多い。この場合、本基準、及び今後サステナビリティ論点毎に制定される基準の適用により、多くの追加的なコストが発生することが見込まれる。

175. こういった点を踏まえ、本基準案の最終化に向けて、利用者及び作成者の両者にとっての便益とコストのバランスの確保を更には図っていくことを求める。

176. (質問 16 (b) について)

本公開草案の提案の継続的な適用にかかる ISSB が考慮すべきコストについて、以下 1 点コメントする

177. 財務報告と異なり、サステナビリティ関連財務開示については国際的に統一的な基準の策定の途上にあると理解しており、今回策定された気候関連開示に関する基準も、今後の国際的な動向を踏まえ、会計基準と比較して頻度の高い改訂が進められると理解している。

178. 国際的な動向を踏まえた基準の改訂は必要な一方で、サステナビリティ関連財務開示の作成者にとっては基準の改訂に対応した情報収集対応のコスト負担が、利用者にとっては基準の改訂に伴う開示情報の経年比較にあたっての煩雑性が増すことに伴うコスト負担が発生することが見込まれる。この点は、基準の継続的な適用にあたって考慮が必要と考えられる。

質問 17-その他コメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

(回答対象外)

b) IFRS S2 基準（案）に関する質問事項への回答

質問 1—本公開草案の目的	43
質問 2—ガバナンス	45
質問 3—気候関連のリスク及び機会の識別	46
質問 4—企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中.....	48
質問 5—移行計画とカーボン・オフセット	50
質問 6—現在の及び予想される影響	53
質問 7—気候レジリエンス	55
質問 8—リスク管理	58
質問 9—産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出	59
質問 10—目標	64
質問 11—産業別要求事項	65
質問 12—コスト、便益及び可能性が高い影響（effects）	70
質問 13—検証可能性及び強制可能性	72
質問 14—発効日	73
質問 15—デジタル報告	75
質問 16—グローバル・ベースライン	76
質問 17—その他のコメント	78

質問 1-本公開草案の目的

本公開草案の第 1 項は目的を示しており、企業は、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することが要求されているとしている。

- 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
- 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること、及び
- 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること

結論の根拠の BC21 項から BC22 項は、本公開草案の提案の理由を述べている。

- (a) 本公開草案で設定された目的に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てているか。
- (c) 本公開草案で示した開示要求は、第 1 項で述べた目的を満たしているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

179. (質問 1 (a) について)

本公開草案では、気候関連開示の利用者を一般目的財務報告の利用者（投資家、貸し手、その他債権者）と定義した上で、重大な気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響について、それらの利用者による評価を可能とすることを目的として定めており、以下の点を除いて賛成する。

180. S2 基準（案）1 項は、「IFRS S2 号「気候関連開示 [案] の目的は、企業に重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することを要求することにより、企業の一般目的財務報告の利用者が以下を可能とすることにある」と定めているが、S1 基準（案）の質問 8 の回答と同様に、何をもって「重大な (significant)」気候関連のリスク及び機会に該当するか、公開草案の中では明示がされていない。

181. 「重要な (material)」及び「重要性 (materiality)」とは異なる表現を用いていることから、S2 基準（案）において「重大な (significant)」は別の考え方を含むと理解しているが、具体的な説明が含まれておらず、読み手の解釈によって判断が分かれることが懸念される。このため、「重大な (significant)」の考え方について、「II. 総論」の paragraph 47 で提案した通り、S1 基準における定義及び追加的なガイダンスを示すことを提案する。

182. また、S2 基準のタイトルについては「気候関連財務開示」とすることにより、タイトルと目的、要求事項がより整合的になると考えられる。

183. (質問 1 (b) 及び (c) について)

本公開草案の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てていると考えられる。

184. 他方、本公開草案で示した開示要求が、S2 基準（案）1 項の目的を満たしているかについては留保が必要である。本意見書の「II. 総論」の paragraph 24 において述べたとおり、IFRS サス

テナビリティ開示基準は、開示情報と企業価値の関連性（value relevance）を重視しつつ、開示内容の比較可能性と企業独自性の適切なバランスの実現を目指すべきであり、この観点から、付録 B において定められている産業別開示指標の位置づけについては「II. 総論」のパラグラフ 37 で提案した修正を加えるべきと考える。個別の課題意識については、以降の問で詳述する。

質問 2-ガバナンス

本公開草案の第 4 項及び第 5 項は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。この目的を達成するため、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数のガバナンス機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報、並びに気候関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示することを企業に要求することを提案している。

本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は TCFD 提言に基づくものであるものの、本公開草案は、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすため、気候関連のガバナンス及び管理の一部の側面について、より詳細な開示を行うことを提案している。例えば、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示することを作成者に要求することを提案している。関連する TCFD 提言は、「気候関連のリスク及び機会に対するボードの監督と、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割について記述すること」である。

結論の根拠の BC57 項から BC63 項は、本公開草案の提案及びその背景となる理由を説明している。

気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続について提案された開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

185. S2 基準（案）4 項にガバナンスに関する気候関連財務開示の目的が定められたことについて、開示の作成者が IFRS サステナビリティ開示基準によって開示されるべき情報を理解するのに役立つと思われることから、賛成する。
186. S2 基準（案）5 項(c)において、「気候関連のリスク及び機会に対応するために設計された戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシー」が言及されているが、「適切なスキルとコンピテンシー」という規定は具体性に欠けており、明確な規定に修正する必要がある。例えば、「適切な」を削除することが考えられる。
187. S2 基準（案）6 項において、「第 5 項の要求事項を満たすための開示を作成する際、IFRS S1 号「サステナビリティ開示財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に従い、企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない」という定めが追加されたことは、全般的要求事項と気候関連開示の重複に関して抱いていた懸念を払拭するものであり、賛成する。

質問 3-気候関連のリスク及び機会の識別

本公開草案の第 9 項は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会並びにそれらが短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に予想される時間軸を識別し、開示することを企業に求めることを提案している。第 9 項(a)に記載された重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を識別する際、企業は、産業別開示要求 (付録 B) に定義された開示トピックを参照することが要求されることとなる。

結論の根拠の BC64 項から BC65 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は、十分に明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、(産業別要求事項で定義された) 開示トピックの適用可能性を検討するという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。このことは、開示の関連性及び比較可能性の改善につながると考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。そのような開示の関連性及び比較可能性を改善させる可能性のある追加的な要求事項はあるか。ある場合、何を提案し、それはなぜか。

188. (質問 3 (a) について)

重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は明確に規定されていると考える。

189. (質問 3 (b) について)

S2 基準 (案) 10 項で定められているとおり、気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、産業別開示要求において定義された開示トピックを参照することは、開示の比較可能性を向上させ、具体的なリスク及び機会を企業が検討するにあたり有用な出発点となると考えられる。これは、「II. 総論」のパラグラフ 24で説明した2 段階アプローチと整合的と考えられることから、その提案に賛同したい。

190. なお、具体的なトピックを参照した具体的な重大な気候関連のリスク及び機会の識別と、識別された重大なリスク及び機会を表現する重要性のある情報 (material information) の開示という 2 段階の構造は S2 基準の根幹を成す要素であり、気候関連の重大なリスク及び機会を識別するための開示トピックについては S2 基準の本文に位置付けることも検討されるべきと考える。

191. 他方、S2 基準 (案) 11 項では、「第 12 項から第 15 項の要求事項を満たすための開示を作成する際、第 20 項に記載したとおり、企業は、産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない」と定められている。

192. しかし、付録 B の B7 項で指摘されているとおり、産業別開示要求の開示トピック及び関連する指標は網羅的ではない。また、「II. 総論」のパラグラフ 35で述べたとおり、付録 B に定められている産業別指標については、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から課題がある指標が含まれているとの指摘や、事業地域やビジネスモデルによっては重要性が低い指標が含まれているといった指摘、気候関連のリスク及び機会とは関連性が低い指標が含まれているといった指摘があるものと承知している。また、新興国を含めた多様な地域におけるグローバル・ベースラインとしては要求事項が過度に詳細な内容となっている。

193. これらを踏まえると、12 項から 15 項の要求事項を満たす開示を行うためには、比較可能性と企業独自性の適切なバランスの観点から、付録 B に定められた産業別指標だけでなく、それら

を含む様々な指標から最も適切な指標が用いられるべきであることから、11項では、「第12項から第15項の要求事項を満たすための開示を作成する際、企業は、自社の状況を説明するために最も適切と考えられる指標を用いなければならない。その際、第20項に規定する産業横断的指標カテゴリー並びに付録Bに規定する開示トピック及び産業別の指標を考慮しなければならない。」とすることを提案する。

質問 4-企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

本公開草案の第 12 項は、一般目的財務報告の利用者が、バリュー・チェーンを含む企業のビジネスモデルにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるように設計された開示を要求することを提案している。当該開示要求は、測定上の課題 (例えば、物理的リスクや信頼性のある地理的情報の入手可能性) と、利用者が企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響 (effects) を理解するために必要な情報との間で、バランスをとることを追求している。

その結果、本公開草案は、企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) に関する定性的な開示要求の提案が含まれている。また、本提案では、企業のバリュー・チェーンにおいて、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会がどこに集中しているかを開示することを求めている。

結論の根拠の BC66 項から BC68 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響 (effects) について、提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、定量的ではなく定性的であるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、何を提案し、それはなぜか。

194. (質問 4 (a) について)

バリュー・チェーンを含むビジネスモデルに対し、気候関連のリスク及び機会が与える影響に関する情報の重要性は理解するが、公開草案については、以下のように作成者及び利用者から様々な懸念が示されており、一部修正を提案する。

195. (懸念 1 : バリュー・チェーンの定義への懸念)

S1 基準 (案) の質問 5 「報告企業」に対する回答において指摘したとおり、公開草案ではバリュー・チェーンは「報告企業のビジネスモデル及び企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲」と定義されているが、作成者及び利用者の双方から、現在の定義ではバリュー・チェーンに含める企業の範囲が明確に定められておらず、企業間で報告する範囲に大きな違いが出てしまうとの懸念が示されている。

196. (懸念 2 : 事業への影響に対する懸念)

また、作成者及び利用者から、バリュー・チェーンに関する情報を開示する事が、事業運営にとって機微性の高い情報の開示につながり、作成者の事業に影響を与える事を懸念する声もあった。例えば、バリュー・チェーン分析の結果を開示することにより、取引先の情報が開示されることになるが、各企業の技術を支えるサプライヤー情報を開示することは、企業の競争戦略を毀損する可能性があることから、開示が困難である可能性が高い。また、特定の取引先のリスク情報を開示すること、及びバリュー・チェーンのどこに気候関連のリスク及び機会が集中しているかを開示することは、取引先企業のリスクを取引先企業が意図しない形で開示することに繋がるため、開示が困難である可能性が高い。

197. このような懸念に対応して、S1 基準 (案) への回答 (パラグラフ 92) にて回答したとおり、開示対象に含めるべきバリュー・チェーンの考え方に関して、作成者の検討に資する ガイダンス (例：企業規模の目安 (例：個人事業主・小規模企業を含めるか)、含める範囲 (例：何次下

請け/元請けまで含めるか)、事業運営に著しい影響を与える場合の開示判断(例:取引上の機密情報の開示に繋がる場合))を発行し、定義の内容を補完することを提案する。

198. (質問 4 (b) について)

企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示が、定量的ではなく定性的であるべきであることについては、以下の観点から再検討が必要である。

199. 企業の気候関連のリスク及び機会の集中に関する情報を定量的に示すことは非常に難しいことから、定性的な情報が多くなることが予想される。結論の根拠(BC67項)においても、「関連性のある定量的開示は作成者に測定の困難さを生じさせる可能性がある」ことが指摘されており、現状認識として妥当であると考えられる。

200. 他方で、どのような情報を開示するかについては、情報の利用可能性や重要性等を踏まえ、企業によって判断されることが適当と考えられるため、「定性的であるべき」とまで限定的に定める必要はないと考える。このため、第12項(b)については、「企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルに与える現在の及び予想される影響に関する企業の評価を理解できるようにするため、定量的情報又は定性的情報を開示しなければならない」とすることを提案する。

質問 5-移行計画とカーボン・オフセット

低炭素経済への移行計画を開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値に影響を与えると合理的に予想される脱炭素関連のリスク及び機会に対する企業の現在及び計画中の対応を評価できるようにするために重要（important）である。

本公開草案の第 13 項では、企業の移行計画に関するさまざまな開示が提案されている。本公開草案では、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（その移行計画を含む）に与える影響（effects）を理解できるような情報の開示を求めることを提案している。これには、企業が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画か（カーボン・オフセットの使用に関する情報を含む。）、レガシー資産に関する計画及び重要な（critical）仮定、企業が以前に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報が含まれる。

企業がカーボン・オフセットに依拠する程度、企業が使用するオフセットの生成方法、オフセットの取得元のスキームの信頼性（credibility）及び完全性（integrity）は、短期、中期及び長期の企業価値に対して影響を与える（implications）。そこで、本公開草案では、企業の排出目標の達成のためのカーボン・オフセットの使用について開示を要求している。この提案は、一般目的財務報告の利用者が、企業の排出削減計画、カーボン・オフセットが果たす役割、オフセットの質について理解する必要性を反映したものである。

本公開草案は、企業が、オフセットの炭素除去に関する基礎（自然に基づくものなのか又は技術に基づくものなのか）及び、第三者によるオフセット検証又は認証スキームに関する情報を開示することを提案している。カーボン・オフセットは、排出回避に基づくことができる。排出回避とは、ある製品、サービス、プロジェクトが存在しなかった状況と比較した場合、あるいはベースラインと比較した場合に、その製品、サービス、プロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出をいう。企業の気候関連戦略における排出回避のアプローチは、企業の排出目録（emission inventory）に関する説明（accounting）や排出削減の移行目標とは補完的であるが、基本的には異なるものである。そのため、本公開草案では、達成されたカーボン・オフセット量が、炭素除去によるものか、排出回避によるものかを開示することを企業に求めることを提案している。

また、本公開草案では、企業が使用するオフセットの永続性の仮定に関する情報など、一般目的財務報告の利用者がその信頼性を理解するために必要なその他の重大な（significant）要因を開示することを提案している。

結論の根拠の BC71 項から BC85 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 提案されている移行計画に係る開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 移行計画に関する追加的な開示で必要なもの（又は提案されたものの必要ではないもの）はあるか。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要である（又は必要でない）理由を説明されたい。
- (c) 提案されているカーボン・オフセットの開示は、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの信頼性（credibility）を理解することを可能にすると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (d) 提案されているカーボン・オフセットの要求事項は、作成者のコストと、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの健全性（soundness）や信頼性（credibility）を理解できるような情報の開示を適切にバランスさせていると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。また、そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

201. (質問 5 (a) について)

提案されている移行計画にかかる開示要求は、一般目的財務報告の利用者が必要とする情報を概ねカバーするものとなっており、S2 基準（案）13 項 (a) (i) (1) に関する以下の 2 点を除いて基本的に賛成する。

202. (提案 1. レガシー資産について)

S2 基準（案）13 項 (a) (i) (1) では、「第 12 項において識別されたリスク及び機会に対処するために企業が戦略及び資源配分に関して実施する変更についての情報」の開示が求められており、このような変更の例の一つとして「レガシー資産に関する計画」が含まれている。

203. 他方、レガシー資産は付録 A において「長期にわたり企業の財政状態計算書に計上されたまま、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどすべてを失った資産」と定義されているが、このような資産は、会計上、既に減損処理がなされており、金額的な重要性が乏しいことが想定される。

204. 現在の定義に基づく開示要求は、既に減損処理が行われている資産の計画の開示を求めるものであり、一般目的財務報告の利用者にとって有用な情報提供とはならないと考えられる一方で、低炭素経済への移行に伴い、価値が失われることを企業が見込んでいる保有資産がある場合、その資産に関する情報は利用者にとって有益であると考えられる。

205. 以上を踏まえ、付録 A におけるレガシー資産の定義を「長期にわたり企業の財政状態計算書に計上されており、その後陳腐化すること、あるいは当初の価値のほとんど全てを失うことを、企業が移行計画において見込んでいる資産」とすることを提案する。

206. また、「レガシー資産に関する計画及び重要な仮定」は、「炭素エネルギー及び水を多用するオペレーションを管理する戦略並びに炭素エネルギー及び水を多用する資産を廃棄する戦略を含む」こととされているが、それらの資産は経済活動上及び安全保障上、不可欠なインフラである場合もあり、一律に廃棄を前提とした規定とするのは、開示基準としての中立性を欠くと思われる。

207. このことから、S2 基準（案）13 項 (a) (i) (1) の最後の一文は、「この情報には、レガシー資産に関する計画及び重要な仮定（炭素エネルギー及び水を多用するオペレーションを管理する戦略並びに炭素エネルギー及び水を多用する資産に関する戦略を含む。）を含む。」とすることを提案する。

208. (提案 2. 炭素エネルギー及び水を多用するオペレーション及び資産について)

同じく S2 基準（案）13 項 (a) (i) (1) において、「炭素エネルギー及び水を多用するオペレーション (carbon-energy- and water-intensive operations)」及び「炭素エネルギー及び水を多用する資産 (carbon-energy- and water-intensive assets)」に関する開示要求がある。しかし、「多用する (intensive)」というのは相対的なクライテリアであることから、判断が難しいとの意見が産業界から寄せられている。また、IFRS サステナビリティ開示基準を導入する規制当局にとっても、執行上の困難が予想される。

209. 本要求事項については、「多用する (intensive)」の判断に資するような具体的なクライテリアを設けることが必要であると考えられる。

質問 6-現在の及び予想される影響

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会について、将来予想される影響 (effect) に関する情報を開示することを企業に求めることを提案している。本公開草案では、このような情報を定量的に提供する場合、単一の金額又は金額の範囲として表すことができるとしている。範囲を開示することで、企業にとって金額化された影響 (effect) に関連する潜在的な結果についての著しい (significant) 変動性 (variance) を伝えることができる。

一方、結果がより確実である場合には、単一の値の方がより適切である場合がある。

TCFD の 2021 年のステータス・レポートは、TCFD 提言を用いた気候関連のリスク及び機会に関する予想される財務的影響 (effect) の開示は、ほとんど開示が行われていない分野であると識別された。課題としては、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響 (effects) の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保が含まれる。気候関連のリスク及び機会が企業に与える影響 (effects) に関する具体的な情報を提供する場合、気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (effects) の開示はさらに複雑になる。財務的影響 (effects) は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との組み合わせによるものである可能性があり、気候関連開示の目的のために分離できない可能性がある (例えば、ある資産の価値にリスクがあると考えられる場合には、気候が当該資産の価値に及ぼす影響 (effects) を他のリスクから分離して別個に識別することが困難な場合がある)。

気候関連開示のプロトタイプを開発する際、一部の作成者との対話を通じて、TRWG のメンバーから同様の懸念が示された。また、気候の結果と、その結果が特定の企業に与える影響 (effect) の両方に関する不確実性の程度により、単一の見積りを提供することが困難であることも強調された。この結果、本公開草案では、これらの課題と、予想される (anticipated) 金額的影響 (effects) を範囲又は単一の推定値で開示することを認めることにより、気候関連の課題が現在の並びに短期、中期及び長期にわたって企業の財政状態及び財務業績にどのように影響 (effects) するかについて一般目的財務報告の利用者に情報を提供することとのバランスを取ろうとしている。

本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が、企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (effects)、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される (anticipated) 影響 (effects) (気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを含む) を開示するよう企業に求めることを提案している (第 14 項)。また、この要求事項は、企業が当該情報を定量的に提供することができない場合 (その場合、情報を定性的に提供しなければならない) を除き、定量的情報の開示を求めることにより潜在的な測定上の問題に対処しようとしている。

結論の根拠の BC96 項から BC100 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) について、定量的情報を開示できない場合を除き、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成するか (第 14 項参照)。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間に係る企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える財務的影響 (effects) に関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

(c) 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される (anticipated) 影響 (effects) に関して、提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

210. (質問 6(a) について)

企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) について、定量的情報を開示しなければならず、定量的情報を開示できない場合には、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成する。

211. その理由としては、財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える要因は気候変動だけでなく、様々な要因の中から、気候変動に係るものだけを厳密に区分して定量的に示すことは困難な場合があることが挙げられる。また、予想される影響の開示については、法的な責任を問われる可能性を踏まえ、定性的な説明とならざるを得ない場合が想定される。以上から、定量的情報に限定せず、定性的情報の開示も認めるべきであると考えられる。

212. なお、定量的情報を提供する場合に、単一の金額又は金額の範囲での開示を認めることについても、定量的情報の開示を促進するとともに、より信頼性の高い情報の提供に繋がることから、賛成する。

213. (質問 6(c) について)

気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される (anticipated) 影響 (effects) に関して提案されている開示要求については、一般目的財務報告の利用者にとって有用であることから賛成する。

214. しかし、短期、中期、長期にわたり予想される影響は将来予測に関する情報であり、大幅な前提の変化があった場合、開示された将来予測に関する情報が必ずしも実現しない可能性がある。そのため、一般目的財務報告の利用者が、その情報の特性を十分に理解できるように、影響を予想する際に用いた主要な前提を合わせて開示するよう求める必要がある。

215. また、作成者、利用者及び規制当局に対して、以下の点について、「結論の根拠」への記載等を通じて周知することが必要である。

- ① 利用者に対して、予測される影響に関する情報は、一定の前提に基づいたものであり、その実現を約束するものではないことを周知すべきである。また、作成者に対して、開示の際には、予想される影響に関する情報に関する注意表示を行うことが望ましいことを周知すべきである。
- ② 規制当局に対して、気候関連開示は長期の見積りを含むことがあり、そのような将来予測情報に対して罰則が適用されることなどにより、開示内容が消極的となることは避けることが望ましい旨を周知すべきである。

質問 7-気候レジリエンス

企業に影響を与える (affect) 気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模及び時期は、多くの場合、複雑かつ不確実である。そのため、一般目的財務報告の利用者は、関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する企業の戦略 (ビジネスモデルを含む) のレジリエンスを理解する必要がある。そこで本公開草案の第 15 項では、気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンスについての企業の分析に関する要求事項を含んでいる。これらの要求事項は以下に焦点を当てている。

- 企業の意思決定及びパフォーマンスへの影響 (impacts) など、分析結果から利用者が理解できるようになること
- 以下を使用して分析が行われたかどうか
- 気候関連シナリオ分析 又は
- 代替的な技法

シナリオ分析は、気候変動がビジネスモデル、戦略、財務業績及び財政状態に与える潜在的な影響 (effects) を企業及び投資者が理解するのに役立つためのツールとして、ますます確立されつつある。TCFD の作業により、投資者は、シナリオ分析で使用される前提条件や、分析から得られた企業の発見事項が、戦略及びリスク管理の決定及び計画にどのように情報をもたらすのかを理解しようとしていることが示された。また、TCFD は、投資者が、将来のさまざまな気候シナリオ (企業が気候変動に関する最新の国際協定と整合的なシナリオを使用したかどうかを含む。) に対しての企業の戦略、ビジネスモデル及び将来キャッシュ・フローのレジリエンスに関して、結果が何を示すのかを理解したいと考えていることも明らかにした。さらに、企業のボードの委員会 (特に監査及びリスク) では、企業固有の気候関連のリスクについて、さまざまな気候の結果及びその影響 (effects) の深刻さを反映したシナリオを用いたリスク・マッピングに含めることをこれまで以上に要請している。

シナリオ分析は、広く受け入れられているアプローチではあるが、事業 (特に企業レベルで) における気候関連事項への適用及びセクター横断的な適用は、まだ進展中である。資源採掘及び鉱物処理のように、長年にわたり気候関連のシナリオ分析を使用してきたセクターもあれば、消費財又は技術及び通信など、気候関連シナリオ分析をビジネスに適用することを検討し始めたばかりのセクターもある。

多くの企業がリスク管理においてシナリオ分析を他の目的で使用しており、堅牢なデータ及び実務が発達している。したがって、ほとんどの企業はシナリオ分析を実施する分析能力を有している。しかし、現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である。

作成者は、シナリオ分析が生み出す情報の投機的性質、そのような情報の開示 (又は誤った伝達) に伴う潜在的な法的責任、データの限定的な入手可能性、企業の戦略に関する機密情報の開示の可能性などを含め、気候関連シナリオ分析に伴うその他の課題及び懸念事項を挙げた。しかしながら、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定及びリスク管理プロセスへのインプットとして、貴重な情報及び視点を提供する。したがって、利用者が企業価値を評価する上で、企業の気候関連シナリオ分析に関する情報は重要 (important) である。

本公開草案では、企業は自らの気候レジリエンスを評価するために、それを行うことができない場合を除き、気候関連シナリオ分析を行うことを企業に要求することを提案している。企業が気候関連シナリオ分析を使用できない場合、その理由を説明し、代替的な方法又は技法を使用して、気候レジリエンスを評価しなければならない。

企業の気候レジリエンスを評価するための唯一の手段として、気候関連シナリオ分析に関する情報の開示を求めることは、多数の作成者（特に一部のセクターにおいて）が現時点では困難であると考えられることがある。そのため、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、したがって、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、レジリエンス評価に対する代替的なアプローチに対応できるように設計されている。このアプローチは、正式な（formal）シナリオ分析及び関連する開示は、資源を必要とし、反復的な学習プロセスであり、達成するために複数の計画サイクルを要する可能性があることを認識し、小規模企業を含む作成者に救済措置を与えることになると考えられる。本公開草案は、企業がシナリオ分析以外のアプローチを使用する場合、投資者が、用いたアプローチ、当該アプローチに関連した主要な基礎となる仮定及びパラメータ並びに短期、中期及び長期にわたる企業のレジリエンスに対する関連する影響（implications）を理解するために必要とする情報を提供するため、シナリオ分析が生み出す情報に類似した情報を開示することを提案している。

しかしながら、重大な（significant）気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスを理解するという利用者の情報ニーズを満たすために、シナリオ分析は優先される選択肢となるべきであることが提案されている。このため、本公開草案では、気候関連シナリオ分析を実施できない企業に対して、分析を実施しなかった理由の説明を提供することを提案している。また、気候関連シナリオ分析について、すべての企業に本公開草案における他の提案よりも発効日を遅くして要求すべきかどうかも検討された。

結論の根拠の BC86 項から BC95 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 第 15 項(a)に列挙された項目は、企業の戦略の気候レジリエンスについて利用者が理解する必要があることを反映していることに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
- (b) 本公開草案は、企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができることを提案している。
 - (i) この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (ii) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由を開示することを求めるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (iii) あるいは、すべての企業に対し、気候関連シナリオ分析を行って気候レジリエンスを評価することを要求すべきか。強制適用が必要な場合、このことは質問 14(c)の回答に影響するか。影響する場合、その理由は何か。
- (c) 企業の気候関連シナリオ分析に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために用いられる代替的手法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切にバランスをとっているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案しそれはなぜか。

216. (質問 7 (b) (i) について)

企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができるとする提案について、賛成する。

217. 企業が気候変動へのレジリエンスを説明することは重要であり、シナリオ分析は、そのための有力な手法であると考えられる。しかし、「結論の根拠」BC90 項で示されているとおり、「現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である」ことから、シナリオ分析以外の手法を容認することには合理性があると考える。

218. (質問 7 (b) (ii) について)

気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業に対して、その理由の開示を求めるという提案に賛成する。

219. (質問 7 (b) (iii) について)

全ての企業に気候関連シナリオ分析を用いた気候レジリエンスの評価及び開示を求めることについては反対する。

220. 「結論の根拠」BC90 項でも示されているとおり、シナリオ分析の企業による適用は発展途上であり、様々な産業において本分析手法が十分に定着しているとは言いがたい。また、気候関連のリスクと機会の影響の重要性が低い企業においては、気候レジリエンスの説明において、シナリオ分析を行う意義が低いことも考えられる。

221. (質問 7 (e) について)

提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切なバランスがとれていない可能性があると考える。

222. 提案されている開示要求を適用する際には、作成者側、特に初めてレジリエンス評価を行う企業においては、コストが大幅にかかることが予想される。

223. 作成者の負担を軽減するとともに、分析の質の向上を図るため、気候レジリエンス評価（気候シナリオを用いた分析、及びその他の手法を用いた分析を含む）に関するガイダンス又はベスト・プラクティス集を ISSB が発行することを提案する。

質問 8-リスク管理

本公開草案の目的の 1 つは、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響（effects）を評価できるように、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供することを企業に要求することにある。このような開示には、気候関連のリスクのみならず、気候関連の機会を識別、評価、管理するために企業が行っている単一又は複数のプロセスを利用者が理解するための情報が含まれる。

本公開草案の第 16 項及び第 17 項は、リスク管理に関する開示の範囲（remit）について、現在、気候関連のリスクのみに焦点を当てている TCFD 提言を拡張するものである。この提案は、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉に関連する、又はそこから生じる可能性があるという見解とともに、識別、評価、優先順位付け及び対応のプロセスにますます機会を含めるようになっていく、リスク管理における一般的な実務の進展を反映している。

結論の根拠の BC101 項から BC104 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

224. 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成する。
225. S2 基準（案）18 項において、「第 17 項の要求事項を見たすための開示を作成する際、「IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案] に従い、企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない」という定めが追加されたことは、全般的要求事項と気候関連開示の重複に関して抱いていた懸念を払拭するものであり、賛成する。

質問 9-産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

本公開草案は、産業を問わず報告企業間での開示の比較可能性を向上させる目的で、TCFD の産業横断的指標及び指標カテゴリーの概念を組み込むことを提案している。本公開草案の提案は、企業が特定の産業又はセクターに関係なく、（重要性（materiality）の条件のもとで）指標カテゴリーを開示することを企業に要求することとなる。これらの要求事項を提案するにあたり、TCFD の規準（criteria）を考慮した。これらの規準（criteria）は、以下のような指標カテゴリーを識別するために設計された。

- 気候関連のリスク及び機会の基本的な側面及び要因を示している。
- 企業が気候関連のリスク及び機会をどのように管理しているかを理解するのに有用である。
- 気候報告のフレームワーク、融資者、投資者、保険引受人並びに地域及び国の開示要求により広く要請されている。
- 気候変動が企業に与える財務的影響（effects）を見積もる上で重要（important）である。

したがって、本公開草案は、すべての企業が開示を要求されることになる 7 つの産業横断的指標カテゴリーを提案している。すなわち、絶対量及び原単位に基づく温室効果ガス（GHG）排出、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、気候関連のリスク及び機会に対する資本投下、内部炭素価格、並びに経営者に対する報酬のうち気候関連の考慮事項と結びついているものの割合である。本公開草案は、GHG 排出の測定に GHG プロトコルを適用することを提案している

GHG プロトコルは、どの排出が企業によるスコープ 1、2 及び 3 の計算に含まれるのかの決定にさまざまなアプローチを採用することを認めている。これには、例えば、関連会社などの非連結企業の排出をどのように含めるのかなどが含まれる。このことは、ある企業の財務諸表における他の企業に対する投資に関して情報を提供する方法が、その企業の GHG 排出の計算方法と整合しない可能性があることを意味する。また、同じ企業に対する投資を有する 2 つの企業が、GHG プロトコルを適用する上で行う選択によっては、その投資に関して報告する

GHG 排出が異なる場合があることも意味している。

GHG プロトコルで認められているさまざまなアプローチにもかかわらず、比較可能性を高めるために、本公開草案は、企業が以下を開示しなければならないとすることを提案している。

- 以下に区分した、スコープ 1 及びスコープ 2 の排出
- 連結会計グループ（親会社及びその子会社）
- 連結会計グループに含まれない関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は関係会社（affiliates）
- 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社（affiliates）に関する排出を含めるために用いたアプローチ（例えば、GHG プロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法）

スコープ 3 の GHG 排出の開示は、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面している。しかし、これらの課題にもかかわらず、スコープ 3 排出を含む GHG 排出の開示については、すべてのセクター及び法域にわたり、開示を提供する企業の数と情報の質の両方において急速に増加している。この進展は、スコープ 3 排出が、ほとんどの企業にとって、企業のカーボン・フットプリントの

最も大きな部分を占めていることから、投資リスク分析の重要な（important）要素であるという認識が広まっていることを反映している。

多くの産業において、企業は、バリュー・チェーンの上下両方のスコープ 3 排出を生む活動に関連するリスク及び機会に直面している。例えば、進展し、ますます厳しくなるエネルギー効率基準に対して、製品設計を通じて対処するか（移行リスク）、又はエネルギー効率の高い製品に対する需要の増加を取り込もうとする、若しくは上流の排出削減を可能にしたり、インセンティブを与えたりしようとする（気候の機会）が必要となることがある。リスク及び機会のこれらの具体的な要因に関連した産業指標と組み合わせることで、スコープ 3 のデータは、低炭素への移行に企業がどの程度まで適応しているのかを一般目的財務報告の利用者が評価する助けとなることができる。したがって、利用者の評価は、企業及び投資者がバリュー・チェーン全体にわたって最も重大な（significant）GHG 削減の機会を識別し、それにより関連するインプット、活動及びアウトプットに関する戦略的及び経営的意思決定に情報をもたらすことを可能にする。

スコープ 3 排出について、本公開草案では以下のように提案している。

- 企業は上流及び下流の排出をスコープ 3 排出の測定値（measure）に含めなければならない。
- 企業はスコープ 3 排出の測定値（measure）に含めた活動の説明を開示しなければならない。どのスコープ 3 排出が報告された排出に含まれているのか、又は除外されているのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにするためである
- 企業のスコープ 3 排出の測定値（measure）が企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報を含む場合、企業はその測定の基礎を説明しなければならない。
- それらの GHG 排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由（例えば、忠実な測定値（measure）を入手することができないため）を記載しなければならない。

GHG 排出カテゴリ以外の産業横断的指標カテゴリは、本公開草案では幅広く定義されている。しかしながら、本公開草案では、各産業横断的指標カテゴリについて、企業の指針となるような、強制力を持たない「例示的ガイダンス」が含まれている。

結論の根拠の BC105 項から BC118 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 産業横断的な要求事項は、セクター及び産業を超えて適用可能な、共通の 1 組のコアになる気候関連開示を提供することを意図している。産業及びビジネスモデル間での適用可能性や、企業価値評価における有用性を含め、提案されている 7 つの産業横断的指標カテゴリに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (b) 産業横断的な比較や企業価値の評価を促進するために有用な、気候関連のリスク及び機会に関する追加的な産業横断的指標カテゴリはあるか（又は、提案されている中で有用でないものはあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが一般目的財務報告の利用者にとって有用である、又は有用でない理由を説明されたい。
- (c) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を定義し、測定するために、GHG プロトコルの使用を企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。他の方法も認めるべきか。その理由又はそうでない理由は何か。

- (d) 企業が、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 について、7 つの温室効果ガスすべてを集約し、CO₂ 換算で提供することを求める提案に賛成するか。あるいは、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示する（例えば、メタン（CH₄）と亜酸化窒素（NO₂）を分けて開示する）べきであるか。
- (e) 次のスコープ 1 及びスコープ 2 排出を別個に開示することを企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- a 連結企業
 - b 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社（affiliates）
- (f) 重要性（materiality）を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ 3 排出の絶対総量（absolute gross）を含めるという提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

226. （質問 9 (a) について）

7 つの産業横断的指標カテゴリーは TCFD のガイダンス（Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans）において開示が推奨されているものであり、これを産業横断的指標カテゴリーとして採用するという提案について、次の点を除いて賛成する。

227. S2 基準（案）21 項 (f) の内部炭素価格及び 21 項 (g) の報酬については、企業における導入が進んでいる途上であり、また、排出量が少ない業界においては導入の意義が小さいことも想定される。これを踏まえ、21 項 (f) 及び (g) については、まず報酬及び内部炭素価格の設定の有無について開示を求めた上で、報酬及び内部炭素価格を設定している企業には続く詳細情報の開示を求め、報酬及び内部炭素価格を設定していない企業には、その理由を説明するよう求めることを提案する。

228. （質問 9 (c) について）

GHG プロトコルは、企業による温室効果ガス排出の測定において、最も広く使われている基準であり、この使用を原則として企業に要求することについて賛成する。

229. 他方で、国・地域によっては、温室効果ガス排出の算定方法を独自に定め、公表する制度を有している場合もあるため S2 基準（案）21 項 (a) (i) において、「温室効果ガスプロトコル（GHG プロトコル）のコーポレート基準に従って測定し、CO₂ 関連のメートルトンで表す、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（GHG プロトコル以外の算定方法を使用する場合には、GHG プロトコルのコーポレート基準との差異を明示した上で、当該算定方法に基づく値を開示することができる）。以下のように分類する」とすることを提案する。

230. （質問 9 (e) について）

スコープ 1、スコープ 2 排出量について、a) 連結企業、b) 関連会社、共同支配企業、非連結子会社及び連結会計グループに含まれない関係会社、のそれぞれについて開示するという要求に賛成しない。

231. （関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社（affiliates）について）
支配力を有さない関連会社、共同支配企業、非連結子会社及び連結会計グループに含まれない関係会社のデータを入手することは、実務上、作成者に著しい負担を生じさせるほか、それら

の企業に対してデータの提出を要求することは、優越的な地位の濫用につながる可能性もある。

232. 加えて、「関係会社」は IFRS 9 号「金融商品」で用いられている用語であるが、IFRS 財団 9 号、及び S2 基準（案）のいずれでも定義がされていない。他の用語（関連会社、共同支配企業、非連結子会社）は IFRS 会計基準で関連する定めがある事を踏まえると、「関係会社」について定義を定めずにデータの提出を要求することは、企業間で「関係会社」の範囲が大きく異なる懸念があり、適切ではないと考えられる。

233. （連結企業について）

また、一部の企業は、全世界に数百社の連結子会社を有しているが、中にはほとんど GHG の排出がない連結子会社もあることから、厳密に全ての連結子会社のスコープ 1 及びスコープ 2 排出量のデータを収集するのは、現実的でない。

234. このため、スコープ 1 及びスコープ 2 排出量については、連結企業までを検討の範囲とした上で、企業自身が重要性に基づいて報告の範囲を決めるべきと考える。具体的には、S2 基準（案）21 項 (a) (iii) については、「第 21 項 (a) (i) (1) 及び (2) に従い開示するスコープ 1 排出及びスコープ 2 排出については、企業は連結会計グループ（親会社及びその子会社）の排出を開示しなければならない。なお、企業は、特定の子会社の排出に重要性がない（not material）場合は、その情報を含める必要はない。」と修正することを提案する。

235. （質問 9 (f) について）

重要性（materiality）を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ 3 排出の絶対総量（absolute gross）を含めるという提案について、スコープ 3 排出量は重要な指標であり、算出及び開示を行っている企業もある事を踏まえ、基本的に賛成する。

236. 一方で、スコープ 3 排出量は必要なデータの入手可能性が低い、排出量を算定する際の手法に企業間でばらつきがある、等の課題を有している。TCFD においても、スコープ 3 排出量はデータ整備に課題がある旨が指摘されており、スコープ 1、2 排出量は重要性の評価とは関係なく全ての企業の開示が求められている一方、スコープ 3 排出量は重要性評価の対象である。

237. この状況を踏まえると、現時点で、スコープ 3 排出量と、スコープ 1 及びスコープ 2 排出量を同列に扱うことは実務的に困難であると考えられる。

238. このため、我々としては、以下 3 点を提案したい。

- ① まず、排出量の定量化においては、活動量及び排出係数を用いて算定した排出データが用いられることが多いが、算定において、活動に固有のデータ（一次データ）を使う場合と産業平均データ等に基づく見積り（二次データ）を使用する場合がある。そのため、S2 基準（案）21 項 (a) において、見積りに基づく排出量の報告が可能である旨を明示するとともに、算定方法の類型を示す必要があると考える
- ② また、スコープ 3 排出量は、企業のバリュー・チェーンで発生する全ての間接的排出量を対象とするものであるが、上流及び下流の全ての活動について排出を測定、報告するのは現実的ではない。どの活動をスコープ 3 排出量の範囲に含めるかの判断は、企業が重要性に基づいて行うべきであり、S2 基準（案）21 項 (a) (vi) (1) を「企業は、そのスコープ 3 排出の測定値において上流及び下流の排出を含めなければならない。その際、12 項 (a) において識別される、重大な気候関連のリスク及び機会の影響が及ぶ可能性のある企業を排出

量算定の範囲としなければならない。」とすることにより、データ収集及び算定の範囲が明確化され、企業の判断に役立つと考えられる。

- ③ さらに、スコープ3排出量の情報の重要性と実務上の課題とのバランスを取る観点から、スコープ3排出量の開示が難しい企業においては、現時点で開示が出来ないこととあわせて、何年にどの程度の開示を目指すという具体的な目標を含む、開示に向けた計画やロードマップについて説明するよう要求することを提案する。

質問 10-目標

本公開草案の第 23 項は、排出削減目標について、その目的（例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み）及び、気候変動に関する最新の国際協定において定められた目標との比較に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。

「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国間の最新の合意と定義している。UNFCCC の下で結ばれた合意は、温室効果ガス削減のための規範及び目標を設定している。本公開草案の公表時点で、最新のそのような合意は、パリ協定（2016 年 4 月）であり、その調印国は、地球温暖化を産業革命前の水準より摂氏 2 度より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より摂氏 1.5 度まで温暖化を抑える取組み

(efforts) を追求することに合意している。パリ協定が置き換えられるまで、本公開草案の提案の効果は、企業が自らの目標をパリ協定の目標と比較するかどうか、又はどのように比較されるかを開示する際に、パリ協定で定められた目標を参照することが要求されるということである。

結論の根拠の BC119 項から BC122 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 気候関連の目標について提案されている開示に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は十分明確だと思うか。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

239. (質問 10 (a) について)

S2 基準 (案) 23 項で提案されている目標に関する開示要求に賛成する。ただし、以下二点について明確にする必要がある。

- (a) カーボンニュートラルの達成に向けた経路は、国や地域、業種、企業によって様々であるため、そのような多様な状況及びパリ協定との整合を踏まえたロードマップや計画が、各法域において策定されている。企業は、そのようなロードマップに基づき具体的な目標を策定していることも多いため、23 項 (e) は、「目標は気候変動に関する最新の国際協定において作成されたもの (当該国際協定を踏まえた各法域又は業界のロードマップ等を含む) とどのように比較するのか、及びそれは第三者により検証されているのかどうか」とすることを提案する。
- (b) 23 項 (f) の「セクター別脱炭素アプローチ」とは具体的に何を指しているのか、明確にする必要がある。一部の法域又は業界団体等において、最新の国際協定を踏まえたセクター別ロードマップが策定されているが、それらも「セクター別脱炭素アプローチ」に含まれることを確認したい。

240. (質問 10 (b) について)

「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は明確である。

質問 11-産業別要求事項

本公開草案は、付録 B において、気候変動に関連する重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する、産業別開示要求を提案している。要求事項は産業別であるため、特定の企業に適用されるのはその一部のみとなる。この要求事項は、SASB スタンダードに由来している。これは、ISSB が既存のサステナビリティ基準及びフレームワークを基に構築することを提案した、評議員会のサステナビリティに関する 2020 年公開協議への回答と整合している。また、このアプローチは、TRWG の気候関連開示のプロトタイプとも整合している。

提案されている産業別開示要求は、SASB スタンダードにおける相当の要求事項とほとんど変わらないものである。しかしながら、本公開草案に含まれる要求事項は、既存の SASB スタンダードと比較して、いくつかの的を絞った修正を含んでいる。この改善案は、TRWG の気候関連開示のプロトタイプの公表以降に開発されたものである。

提案されている第 1 の変更点は、法域特有の規制又は基準を引用している指標のサブセットの国際的な適用可能性に対処するものである。この点について、本公開草案では、国際的な基準及び定義、又は適切な場合には、法域において同等の基準を参照するように (SASB スタンダードと比較した場合の) 修正を提案している。

結論の根拠の BC130 項から BC148 項では、産業別要求事項の国際的な適用可能性を向上させるという本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- (a) 国際的な適用可能性を向上させるために SASB スタンダードを改訂するアプローチに賛成するか。これには、ガイダンスの明瞭性を低下させたり、その意味を実質的に変更したりすることなく、企業が法域にかかわらず要求事項を適用することを可能にすることを含む。賛成しない場合、代わりにどのようなアプローチを提案し、それはなぜか。
- (b) 産業別開示要求のサブセットの国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案に賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。
- (c) 提案されている修正により、過去の期間に関連する SASB スタンダードを使用していた企業が、過去の期間の同等の開示と整合する情報を継続して提供することが可能になることに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

既存の SASB スタンダードに関連する第 2 の変更案は、金融セクターにおけるファイナンスに係る排出 (financed emissions) 又はファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions) の測定及び開示に関して生じている合意に対応するものである。これに対応するため、本公開草案では、商業銀行、投資銀行、保険及び資産運用の 4 産業について、開示トピック及び関連する指標を追加することを提案している。提案されている要求事項は、排出に関するファイナンス活動又はファシリテーション活動 (融資活動、引受活動又は投資活動 (又はこれら複数のもの)) である。この提案は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) 基準に基づいている (カテゴリ 15 (投資) から生じる間接排出の計算に関するガイダンスを含む)。

結論の根拠の BC149 項から BC172 項は、本公開草案のファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出に関する提案の背景となる理由を述べている。

- (d) 提案されているファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出の産業別開示要求に同意するか、それとも、産業横断的にスコープ 3 排出 (カテゴリ 15「投資」を含む) の開示を要求することで、十分な情報開示が促進されるか。その理由又はそうでない理由は何か。

- (e) 商業銀行及び保険会社の提案において、「炭素関連（carbon-related）」に分類される産業に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。この分類に含めるべき産業は他にあるか。ある場合、それはなぜか。
- (f) 絶対量及び原単位に基づく両方のファイナンスに係る排出を開示することを要求する提案に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (g) ファイナンスに係る排出の算定に使用した方法論の開示を求める提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (h) ISSB がより具体的な方法論（例えば、金融向け炭素説明のためのパートナーシップ（PCAF； Partnership for Carbon Accounting Financials）の金融産業向けのグローバル GHG 説明及び報告基準（PCAF 基準）など）を定めることなく、企業が GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成するか。賛成しない場合、どのような方法を提案し、それはなぜか。
- (i) 資産運用及び管理業務に属する企業に対する提案において、管理下の総資産に関連するファイナンスに係る排出の開示は、企業の間接的な移行リスク・エクスポージャーを評価するために有用な情報を提供するか。その理由又はそうでない理由は何か。

全体として、提案されている産業別のアプローチは、気候関連のリスク及び機会は、企業のビジネスモデル、従事している基礎となる経済活動及びビジネスが依拠しているか又は企業の活動が影響を与える（affect）資源に関連して、異なる方法で明らかになる傾向があることを認識している。これは企業価値の評価に影響を与える。このように、本公開草案では、SASB スタンダードに由来する、産業別要求事項が組み込まれている。

SASB スタンダードは、独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10 年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発された。当該プロセスの結果は、所与の産業でオペレーションを行う企業の企業価値に重大な（significant）影響（effect）を与える可能性が非常に高いサステナビリティ要因（すなわち、「開示トピック」）を識別し定義している。さらに、SASB スタンダードは当該トピックに関しての企業のパフォーマンスを利用者が評価するのに役立つための標準化された指標（measures）を定めている。

結論の根拠の BC123 項から BC129 項は、産業別開示要求に関する本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

付録 B の産業別要求事項は、本公開草案の要求事項の一部を構成する不可欠な要素であるが、これらの要求事項は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別（BC49 項から BC52 項参照）など、本公開草案の他の要求事項の充足に情報を与えることができるとされている。

- (j) 提案されている産業別要求事項に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (k) 一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な、気候関連のリスク及び機会に対応する、追加的な産業別要求事項はあるか（又は、提案されている中で必要ではない提案はあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要であるか又は必要でない理由を説明されたい。

- (I) 産業別開示要求の適用可能性を確保するために産業分類が用いられていることに留意した上で、要求事項が適用される活動を定義する産業の説明に関して、コメントや提案はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。ない場合、何を提案し、それはなぜか。

241. (質問 11 (a) (b) (i) について)

S2 基準 (案) で示されているアプローチは修正が必要である。

242. 「II. 総論」の paragraph 23 で指摘した通り、まず、基準全体として、S1 基準、S2 基準、産業別指標 (別添) という構造を採用することは、テーマ毎や業種毎に異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。

243. (開示基準に求められる構造)

その上で、企業独自のビジネスモデルやその移行等に向けた戦略を適切に表現し、開示情報と企業価値の関連性 (Value Relevance)、比較可能性と企業独自性のバランスを確保するためには、

- ① 企業に対して、個別の指標の採否の検討を求めるのではなく、まず経営上の重大な (significant) 課題を識別したうえで、当該経営課題を適切に表す重要な (material) 情報を開示する 2 段階での判断 (「2 段階アプローチ」) を求めることを原則とすること
- ② この原則を基礎とした上で、重大な (significant) 課題の識別に際して参照すべきテーマ別や産業別の事項 (一般に重大な (significant) な課題として経営者が識別することが利用者から期待されている事項) の参照・考慮や、当該事項を表現する重要な (material) 情報として一般に利用者から期待されている情報の開示を求めることで、比較可能性に対する要請への対応を織り込んでいくこと
- ③ その際、グローバルなベースラインとして柔軟かつ包摂的な基準を開発する観点からは、具体的な開示要求事項は過度に詳細なものではなく一般化された「カテゴリーベース」又は「トピックベース」とすることを当面の原則とし、個別かつ詳細な指標のあり方については国際基準としての公平性や適用可能性の観点から段階的な検討を重ねていくこと
(例) 住宅建設業における住宅の省エネ性能に関する情報の開示について、国際的適合性の観点から課題のある個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関する上位の概念を開示トピックとすること等

が望ましい。

244. (提案 : 20 項 (b) の位置付けの修正)

S2 基準 (案) 20 項 (b) においては、「産業別の指標 (「付録 B」において定められている) (これは、開示トピックに関連付けられており、産業に参加する企業又はそのビジネスモデル及び基礎となる活動が産業におけるそれらの共通の特徴を有する企業に関連する)」を開示しなければならないとされている。この規定は、「付録 B」で規定される、68 業種、350 種類の詳細な指標について、「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会」の識別に関わらず開示を求めるものであり、「II. 総論」の paragraph 23 及び paragraph 24 で示した比較可能性と企業独自性の適切なバランスの観点や 2 段階アプローチと整合しないのみならず、S2 基準 (案) の他の規定 (第 11 項、第 20 項 (a)) とも不均衡な規定となっている。

245. 特に「付録 B」で規定されている 68 業種、350 種類の詳細な指標については、プロトタイプ時点から国際的な適用可能性の観点から修正が図られている点は評価できる一方、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から引き続き課題がある指標が含まれているとの指摘や、事業地域やビジネスモデルによっては重要性が低い指標が含まれているといった指

摘、あるいは新興国を含めた多様な地域におけるグローバル・ベースラインとしては要求事項が詳細すぎると考える。

246. これらを踏まえると S2 基準 (案) 20 項 (b) における開示要求事項は「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、産業別の指標については少なくとも 現段階では考慮対象とすることが妥当と考える。
247. 具体的には、S2 基準 (案) 20 項 (b) を「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、現行の 22 項の次に新たに項を設け「第 20 項 (b) の要求事項を満たすための開示を作成する際、付録 B において定められている開示トピックに関連付けられている産業別の指標を考慮しなければならない」といった規定とすることを提案する。
248. その上で、産業別の指標については、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から更に指標の検討を深めていくことが望ましい。
249. (補足：S1 基準 (案) 60 項と S2 基準 (案) 付録 B 「産業別開示要求」の B6 項の関係) 関連して、「付録 B」で規定されている 68 業種、350 種類の指標について、S1 基準 (案) の要求事項と、S2 基準 (案) の定めがどのように組み合わせて適用されるのかについて、関係性が必ずしも明確になっていない部分が含まれている。具体的には、S1 基準 (案) 60 項と S2 基準 (案) 付録 B 「産業別開示要求」の B6 項の関係である。
250. まず、S1 基準 (案) 60 項では、「IFRS サステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない (not material) 場合には、提供する必要はない。」ことを定められている。
251. 一方、S2 基準 (案) 付録 B 「産業別開示要求」の B6 項では、「本基準を含め、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項について、重要性 (materiality) の判断及び決定を行う責任は報告企業にある。したがって、企業は、その情報が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある (material) と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない。」と定められている。
252. これらは表現上「重要性がない (not material) な場合には、提供する必要はない」、「重要性がある (material) と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない。」と異なる表現を用いているものの、実質的には同様の内容を述べている。また、上記パラグラフ 63 で指摘したとおり、S1 基準と S2 基準の関係性及び S1 基準 (案) 60 項が S2 基準 (案) にも適用されることは既に明確である。従って 本来 S2 基準 (案) B6 項の規定は不要な規定と考えられる。
253. この点、パラグラフ 34 で指摘した通り、S2 基準 (案) 20 項 (b) において「産業別の指標 (「付録 B」において定められている)」を、「重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会」の識別に関わらず直接開示要求事項としたことに伴う S2 基準 (案) 内の要求事項の粒度の不均衡を和らげる観点から付録 B 「産業別開示要求」の B6 項を確認的に置くことが必要となったものと捉えられる。
254. しかし、開示要求事項の不均衡を正し、パラグラフ 37 において提案したように S2 基準 (案) 20 項 (b) を「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、現行の 22 項の次に新たに項を設け「第 20 項 (b) の要求事項を満たすための開示を作成する際、付録 B において定められている開示トピックに関連付けられている産業別の指標を考慮

しなければならない」といった規定とすれば、B6項の確認的な規定は不要になるものと考えられる。これらの点も、現行の S2 基準（案）20 項(b)の修正の必要性を示唆しているものと捉えられる。

255. （質問 11 (k)について）

プロトタイプ及び公開草案について、産業団体や企業に対しアンケートでコメントを募集したところ、産業別要求事項のうち約 40 業種の個別指標について、例えば下記の懸念が示された。

- ・ 気候変動以外のテーマに帰属し、気候変動との関連性が強いとはいえない指標が含まれている
（例：「Electrical & Electronic Equipment」の「RT-EE-410a.1 : Percentage of products by revenue that contain IEC 62474 declarable substances」について IEC62474 は化学物質規制に対応するための含有化学物質情報伝達に関する国際規格であり気候関連開示とは目的が異なる）
- ・ 国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から引き続き課題がある指標が含まれている（例：「Appliance Manufacturing」の「CG-AM-410a.2」について AHAM サステナビリティ基準は米国における任意基準であり、認証制度がない国・地域があることを考えると国際基準として適切ではない）
- ・ 開示することで競争上の悪影響が懸念される指標が含まれている
（例：「Electric Utilities & Power Generators」の「IF-EU-000.E : Total wholesale electricity purchased」は、卸電力の購入金額等の他の開示情報と合わせることで、調達単価の特定に繋がり、調達交渉において不利になるリスクがある等、競争上の悪影響が懸念される）

256. こうした具体的な懸念に対応する観点からも、パラグラフ 247 に示した通り、S2 基準（案）20 項 (b) を「付録 B において定められている産業別の開示トピックに関連する情報」とした上で、現行の 22 項の次に新たに項を設け「第 20 項 (b) の要求事項を満たすための開示を作成する際、付録 B において定められている開示トピックに関連付けられている産業別の指標を考慮しなければならない」といった規定とすることが望ましい。

257. その他、各産業別指標の具体的なコメントは、別紙の「別添 B に対して産業団体、企業から寄せられた意見・コメントの例（参考資料）」を参照頂きたい。

258. （質問 11 (l) について）

産業別開示要求の適用可能性を確保するために用いられている産業分類の考え方については、概ね賛同する。その上で、作成者による適用をより効果的にする観点から 1 点提案する。

259. S2 基準（案）付録 B・B9 項では、複数の事業にまたがって事業活動している企業（コングロマリット等）の場合は、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性があるとしているが、この記載では企業がどの産業分類を採用すべきか判断基準が明確でない。このため、産業分類選定の考え方について示したガイダンスの作成を提案する。

質問 12-コスト、便益及び可能性が高い影響 (effects)

結論の根拠の BC46 項から BC48 項は、本公開草案の提案の適用により、コスト及び便益の適切なバランスを確保するための約束を示している。

- (a) 提案の適用により生じる可能性が高い便益及び適用により生じる可能性が高いコストについて、これらの提案から生じる可能性が高い影響 (effects) を分析する上で ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (b) 提案の継続的な適用に係るコストについて、ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の中で、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らないと思われるものはあるか。その理由又はそうでない理由は何か。

260. (質問 12 (a) 及び (b) について)

S2 基準が発効することにより、国際的に気候関連開示の軸 (グローバル・ベースライン) となる一つの大きな考え方が立ち上がる。このことが、現在多様に存在している気候関連開示のあり方の整理につながり、ひいては気候関連開示の企業間における比較可能性、開示情報そのものの有用性が大きく高まる事が期待されるとともに、資本市場の効率性が高まる事が期待される。

261. 一方で、IFRS 財団の他、気候関連開示については、EC (欧州委員会)、SEC (米国証券取引委員会) も同様の基準又は規則の検討を進めていると理解している。これら各主体による公表基準・規則と、IFRS 財団の公表基準に齟齬がある場合、前項で述べた便益が大きく低下することが見込まれる。このため本公開草案の適用にあたっては、EC、SEC とも必要かつ十分な連携を取ることを期待する。

262. また、本公開草案の適用にあたり、作成者側では新たに開示が求められる情報に関する現状把握やサステナビリティ情報収集プロセスの構築といった体制整備、及びそのための人的資本の確保にあたって、多くの追加的なコストが発生する事が見込まれる。

263. また、質問 4 「企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中」に対する回答でも述べたとおり、S2 基準 (案) はバリュー・チェーンに関する情報の開示も求めているが、バリュー・チェーンに含まれる企業は、制度上、上場企業と同水準の情報開示を求められていない場合も多い。この場合、本基準を適用することにより、多くの追加的なコストが発生することが見込まれる。

264. こういった点を踏まえ、本基準の適用にあたっては、利用者及び作成者の両者にとって、便益とコストのバランスが納得できるものとすることを求める。

265. (質問 12 (c) について)

本公開草案には、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らない可能性がある開示要求も含まれていると考える。

266. 一点目は、S2 基準 (案) 20 項 (b) における、付録 B で規定された産業別の指標に対する開示要求である。20 項 (b) は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に関わらず、68 業種、350 種類の詳細な産業別指標の開示を求めるものであり、これは、「II. 総論」で述べた比較可能性と企業独自性のバランスの実現を求める方向性と整合していない。また、産業別指標については、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から課題がある指標が含まれているとの指摘や、事業特性やビジネスモデルによっては重要性が低い指標が含まれて

いるといった指摘、気候関連のリスク及び機会とは関連性が低い指標が含まれているといった指摘があるものと承知している。また、新興国を含めた多様な地域におけるグローバル・ベースラインとしては要求事項が過度に詳細な内容となっている。

267. このような課題を有する指標について、重大な気候関連のリスク及び機会に関わらず、開示を求めることは、企業によっては多大なコストを生じさせ、その便益を上回らない可能性があると考えられることから、質問 11 において回答したように修正する必要があると考える。
268. 二点目は、S2 基準（案） 21 項 (a) の温室効果ガス排出に関する開示要求である。スコープ 1 排出及びスコープ 2 排出について、a) 連結企業、b) 関連会社、共同支配企業、非連結子会社及び連結会計グループに含まれない関係会社、のそれぞれについて別個に開示を要求することは、作成者に著しい負担を生じさせ、作成に関連するコストを便益が上回らない可能性がある。
269. このため、質問 9 において回答したとおり、スコープ 1 排出及びスコープ 2 排出については、連結企業までを検討の範囲とした上で、企業自身が重要性に基づいて報告の範囲を決めるべきと考える。

質問 13-検証可能性及び強制可能性

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] の C21 項から C24 項では、サステナビリティ関連財務情報の質的特性の 1 つとして検証可能性が挙げられている。検証可能性は、情報に完全性があり、中立性があり、かつ正確性があるという確信 (confidence) を投資者及び債権者に与えるのに役立つ。検証可能性を有する情報は、検証可能性を有しない情報よりも、投資者及び債権者にとって有用である。

情報は、その情報自体又はそれを導き出すために使用したインプットのいずれかを裏付けることが可能であれば、検証可能性がある。検証可能性とは、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。

本公開草案で提案されている開示要求の中で、監査人や規制当局が検証又は執行することが特に困難なもの（あるいは検証又は執行ができないもの）はあるか。課題となっている開示要求を識別している場合、その理由を説明されたい。

(回答対象外)

質問 14-発効日

本公開草案は、一部の企業が利用しているサステナビリティ関連及び統合報告のフレームワークを基礎としているため、適用初年度に遡及アプローチを適用して比較情報を提供できる企業もいる場合がある。しかしながら、遡及アプローチを適用する能力は企業によってさまざまであることを認識している。

このような状況を踏まえ、本公開草案の提案を適時に適用するために、企業は適用初年度に比較情報を開示する必要はないとすることを提案している。

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するすべての重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。なお、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] は、本公開草案とあわせて適用されることを意図している。しかしながら、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関する開示が求められており、これは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のサブセットであるため、作成者にとって課題となることがある。したがって、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることがある。

結論の根拠の BC190 項から BC194 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- (a) 本公開草案の発効日は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の発効日より早くするべきか、遅くするべきか、それとも同じにするべきか。それはなぜか。
- (b) ISSB が発効日を設定する場合、最終基準公表後、どの程度の期間が必要か。本公開草案の提案を適用する企業が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の一部について、企業が他の開示要求より早く適用することは可能だと考えるか（例えば、ガバナンスに関する開示要求が、企業の戦略のレジリエンスに関する開示要求より早く適用される可能性はあるか）。ある場合、どの要求事項が早く適用することができ、本公開草案中の要求事項の一部について、他の要求事項よりも早い時期に適用することを要求すべきと考えるか。

270. (質問 14 (a) について)

本公開草案の発効日は、S1 基準の発効日と同じにするべきである。S2 基準を適切に適用するためには、S1 基準に定められた原則と同時に適用することが必要であるため、本公開草案を単独で発効するべきではない。

271. (質問 14 (b) について)

(一定期間が必要となる理由)

S1 基準（案）の質問 13「発効日」においても回答したとおり、本質問について、提案を適用する作成者側から、本基準の適用にあたって、以下のような準備が必要となることから、最終基準書の公表後、一定の期間をおいてから発効日を定める事が必要との意見が聞かれた。

- 基準の適用により新たに開示が求められる情報に関する現状把握
- サステナビリティ情報収集プロセスの構築（内部統制・システムの構築を含む）、
- バリュー・チェーン企業を含む、情報収集を求める対象企業の選定
- 上記の作業に必要な人的資本の確保等、

272. このほか、S1 基準（案）質問9「報告の頻度」に対する回答で指摘したように、国・地域間における制度の相違から、S1 基準（案）66項に定められた同時点・同一期間の報告を求める点についても、準備が必要となる旨の意見も聞かれた。

273. （具体的に必要となる期間について）

一方で、準備に必要となる期間については、「複数年を要する」という意見ではあったものの、以下の理由から具体的な年数を含めた意見はなかった。

- 基準案の全体像が未確定の状況で、明示的な期間を提案することは難しい
- 社内の体制整備・プロセス構築についての経営判断が伴うことから、現時点で具体的な年数を示すことができない

質問 15-デジタル報告

ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務情報のデジタル消費を可能にすることを、作業の初期段階から優先的に行う予定である。紙ベースの消費と比較した場合のデジタル消費の主な利点は、情報の抽出及び比較を容易にする、アクセス性の向上である。IFRS サステナビリティ開示基準に従って提供される情報のデジタル消費を促進するために、IFRS 財団は IFRS サステナビリティ開示タクソミを開発中である。本公開草案及び IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] がタクソミの源泉である。

タクソミのスタッフ草案は、本公開草案の公表後すぐに公表される予定であり、タクソミの不可欠な (essential) 提案の概要を含むスタッフ・ペーパーが添付される予定である。後日、タクソミの提案の公開草案が、ISSB によって公開協議のために公表される予定である。

本公開草案の作成に関連して、タクソミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか (例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など) 。

(回答対象外)

質問 16-グローバル・ベースライン

IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行えるようにするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、気候変動の影響（effects）に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者による要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の諸側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

274. （グローバル・ベースラインへの基本的な賛成）

IFRS 財団がグローバル・ベースラインの考え方にに基づき、IFRS サステナビリティ開示基準の開発を進めていることに強く賛成する。

275. S1 基準（案）結論の根拠 BC78 項にあるように、IFRS サステナビリティ開示基準の考え方は、IFRS 財団がグローバル・ベースラインとしての IFRS サステナビリティ開示基準を提供し、各規制当局及び法域が、それぞれ検討の上で、必要に応じて他の利害関係者の情報ニーズを満たす情報でそれを補足するという整理となっている。

276. このような整理はグローバル・ベースラインとして国際的な比較可能性を担保しつつ、各規制当局及び法域における公共政策ニーズの充足を実現するための合理的な手法といえる。

277. その上で、本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準のこのような形での利用を制限すると考えられる懸念点を以下に説明する。

278. （懸念点：国・地域の多様性の斟酌）

S2 基準（案）付録 B に示された産業別指標については、国際的な適用可能性や比較可能指標としての公平性の観点から課題がある指標が含まれているとの指摘や、事業地域やビジネスモデルによっては重要性が低い指標が含まれているといった指摘、気候関連のリスク及び機会とは関連性が低い指標が含まれているといった指摘があるものと承知している。また、新興国を含めた多様な地域におけるグローバル・ベースラインとしては要求事項が過度に詳細な内容となっている。

279. また、質問 4 「企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスクと機会の集中」に対する回答でも述べたとおり、S2 基準（案）におけるバリュー・チェーンの定義では、バリュー・チェーンに含める企業の範囲が明確に定められておらず、企業間で報告する範囲に大きな違いが出てしまうこと等への懸念が示されている。開示対象に含めるべきバリュー・チェーンの考え方等の明確化が求められる。

280. さらに、S2 基準（案）21 項で要求されている温室効果ガスのスコープ 3 排出量は、重要な指標である一方で、データ収集や算定手法に関する課題を有しており、グローバル・ベースラインとして機能するためには、質問 9 「産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出」に対する回答で述べたような提案を取り込んでいく必要があるものと考えられる。

281. このように、サステナビリティ開示基準の適用にあたっては、国や地域によってサステナビリティ開示の進捗状況や、開示の制度・枠組みに違いがある点を踏まえ、産業別指標は考慮対象とする（質問 11 への回答にて提案）、バリュー・チェーンの考え方に関するガイダンスの提供（質問 4 への回答にて提案）、スコープ 3 排出量の取扱いへの留意（質問 9 への回答にて提案）といった提案を採用することで、国・地域の固有の事情への包摂性を確保していくべきである。

質問 17-その他のコメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

(回答対象外)